

## 第 6 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 45 年 12 月 15 日）

### 第 22 号議案 松山都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

松山都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、41、南吉田公園、松山市南吉田町地内、約 3.1ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉ならびに公害防止の一環として、健全な都市整備を図ろうとするものである。

### 第 23 号議案 内子都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

内子都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、3、内子公園、喜多郡内子田町大字内子駄馬地内、約 10ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本町における都市的施設は皆無であるため、本案のような総合的な一般公園を設置し、もって住民の福祉に供し、健全な地域開発を図ろうとするものである。

### 第 24 号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

大洲都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、3、稻荷山公園、大洲市新谷字和田地内、約 4.5ha、園路、広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、運動施設、教養施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

大洲市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

### 第 25 号議案 宇和島都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

宇和島都市計画公園を次のように変更する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、10、丸山公園、宇和島市和霊東町地内、約 15.9ha、園路、広場、修景施設、運動施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

宇和島都市計画及び宇和島地区広域市町村圏における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公

園を配置し、もって住民の福祉に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

## 第 26 号議案 松山都市計画土地区画整理事業の決定（愛媛県知事決定）

松山都市計画内浜土地区画整理事業を次のように決定する。

名称：内浜土地区画整理事業

面積：約 30ha

公共施設の配置

道路：都市計画道路 2 等大路第 1 類第 6 号線（梅津寺高岡線）起点松山市中須賀 1 丁目、  
終点会津町、延長約 576m、幅員 16m、区画街路は幅員 6m～4m とする。

公園：公園は施行区域面積の約 3%、公園敷地を配置する。

その他の公共施設：用排水路は幅員 1m～3m とし、街区及び宅地の利用状況等を勘案して配地する  
ものとする。

宅地の整備方針：宅地はそれぞれ道路に面せしめ、その利用状況、規模を予測して街廓を配置し、  
画地割は整形ならしめるように配慮する。なお農地については、当分の間耕作に  
利用することができるものとする。

施行区域は計画図表示ととおり

理由書

本地区は、国鉄三津浜駅、私鉄三津駅を近隣に有し、現在宅地化の著しい地区であり健全な発展を図る  
ため都市計画道路 2,1,6 号線（梅津寺高岡線）、区画街路等の公共施設の整備改善を行い、もって公共の福  
祉に資するものである。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

### 第 22 号議案

幹事：設置理由といたしましては、現在施行されている松山空港の北側の南吉田の部落との間の地域で、飛行  
場の防音的な意味と、南吉田および帝人関係等の付近の人にとっての近隣公園の意味を持っています。  
松山市の都市計画公園は今回で 41 箇所、面積は 229.64ha になり、一人当たり 8.2m<sup>2</sup>になります。

委員：ただ今の説明では、全部の政令事項を挙げているが、実際には遊戯施設、運動施設、教養施設等は、  
この地形、大きさでは実現できない。主たる目的の施設だけでよいのではないか。

幹事：計画全体については、全体のゾーンの中であり、場合によっては施設が出来るかも知れないので一  
応挙げているが、主眼は修景施設として事業を施行したい。

委員：将来必要になったときに、あらためて変更という形で取り扱うべき。

幹事：将来必要になると、逐次事業決定をやって、何年かの間にやってゆくので、全体的な計画の中で部  
分的な開設が行われてゆくという形になっています。全体の計画が出来上がったときには、そうい  
った管理ゾーンの必要があるかもしれないということで、一応、計画の総体として挙げています。

### 第 25 号議案

委員：運動施設が主体であるので出入りの道路がある程度整備されていなければならないが、この図面で

はあまり適当な通路、入口がない。

幹事：これについては、併行して現在いろいろ検討しています。

## 第 26 号議案

幹事：計画といたしましては、全体の計画が現在の処、概算でございますが約 2 億 5,000 万円、大体平米当たり 850 円の単価になります。現在この程度の開発状況ですと 500~1,500 円が通常でございますから中間どころになると思われまして、で内訳といたしましては国の補助事業の予定でございますので、補助額が 1 億 1,800 万円、市の負担します額が 8,700 万、保留地を 5,000m<sup>2</sup> 設けておりますので、それによりますところの金が 5,000 万、そういった資金内容で施行してゆくというのが、現在の概略の計画でございます。地積につきましては、公共用地が現在 5% ございます。そのうち整理いたしますと約 21% になりまして、宅地が 90% 現在ございますが、整理が行われますと約 73% こういうふうになる予定でございます。計画されております道路につきましては、街路の全体の延長が 7,215m、水路が 1,871m こういうふうな内容が現在概略の計画でございます。縦覧者は 143 名でございましたが、意見書の提出者はございません。

委員：これはいつ頃完成するのか、時期が判っていれば教えてほしい。

幹事：着工は来年の予定で 4 カ年の計画です。

委員：この地区より北の方も宅地化が進んでおり、この計画の中に入れてはどうか、時期としては遅い。

幹事：全体の区域について、計画を進めていきたいと考えておりますが、現在のところあの地区につきましては、話のまとまりがでておりますので、先ずまとまっている所からやっていきたいということでございます。その周辺の地区につきましては、今後とも話を進めてまとめていきたいという考えでおります。

委員：減歩率が保留地を含めて 18.5% ということですが、先程お話のように縦覧をした者が 143 名で大半の人がこの計画について了承を与えておるようですが、この種の整理事業というのは、始めはすべり出しが良いようですが、いよいよ具体化する段になるといろいろ物議をかまして、あの壬生川のような非常に難しい問題になる場合があります。その立場から考えてみますと、今までどのような作業がなされ、どういう状態にあつて、将来どういうふう発展するだろうというふうにご御考へになっているかを、まず最初にお伺いしておきたい。2 番目は、この種の計画を立てる場合には、当然のこととして区画整理事業の概要を含めた、あるいは公園を含めた図面等を付して審議を受けるべきではないか。

幹事：まず第 1 点ですが、一応区画整理の問題については、いろいろ問題点もありますので、施行する市から地元と区画整理の内容について話を進めてきたのですが、結果的には、一応この区域についてはまとまってやろうという声が出て、区画整理をやろうとの陳情書が市に出されています。関係者の総数、土地所有者は全体で 297 名、そのうち 213 名が陳情書を出しています。そうした事実に基づいて、市は、関係者のブロックをまとめ、30ha を先ず計画して進めようということになりました。今後、計画を進めるなかで、更に細かく話を詰めて行く体制を、市はとっております。

図面の関係ですが、現在出来ているものは、概測に基づく全体のアウトラインであり、審議会に諮るものは、全体の計画区域、面積、公共施設の配置状況、道路、公園、その他のものについて概略をあげています。それから宅地の整備方針、これが区域を決める時点での内容でして、詳細図については、今後事業計画を決定し、知事の承認を受けますが、その中で始めて設計書が出されます。以上が進め方の内容です。

委員：我々が心配するのは、この種の計画を立てる場合、地元が頼むと行ってきておいて、最後になると、いや自分達はやらないということで問題になってくるわけであつて、そのことについては、予測はできないけれども一番心配しているのだから、大丈夫という見解をもっているのか、若干のことは

出るのではないかと思っているのかその点の見通しを聞いているのです。もうひとつは、減歩率の数字は、道路や公園の計画の後に出るものではないか。我々に諮るものは、区域、面積、配置の状況等の概要を説明したらよいとのことだが、少なくともパーセントが明確に出ているのだから、こういう計画をもっているということを出して審議してもらうのが、幹事の役割ではないか。

幹事：今の図面の件ですが、一応、起業者側のほうで概算設計を、現在の調査時点でやっています。その中では、街路を中心にして、区画整理の設計基準に合わせて設計したものが街区におさまり、6m~4mの道路を張り付ける形になっています。公園については、取扱基準で3%以上と指示されているので、3%前後という目標で設計しております。今後は換地計画を具体的にどうするかに入ってゆくわけで、現時点ではこういったアウトラインの設計をまとめています。

議長：そのまとめた資料を提出して審議を願うというのが親切ではないか、というのが質問の趣旨ではないか。

幹事：設計の内容については、まだこまかい「だめ」が詰んでなく、大きな図面の作成はございませんので、今、お出しする用意はしておりません。

委員：私がなぜ聞くのか、というのは、減歩率が小数点以下まで明確にでているのに、まだ道路も公園も固まっていないというのは矛盾している。それなら、減歩率は変わるのか、何を根拠にしてこの数字がでているのか、これを明らかにしなければ、我々はあなたが言うことを全部まるのみにはできない。それからもうひとつは、将来の見通しですが、私はこれに賛成だけど、将来いろいろ物議をかもさずしてはならないために、その配慮を計画当初からやっておるのか、どういう見通しをもっているのか、こういうことについて納得のいく説明をしてもらわなくては困る。

幹事：計画の見通しについては、市の方が中心になって、いろいろ会合も持っているので、今の感覚では充分配慮していけばできるという感覚に立っています。今後もそういった問題については、いろいろな意見を聞き、今後の仕事に進捗につれ、話し合いを進めていきたい。図面の件は、全体の計画は一応概算設計でやっているので、今後詳細になると多少の異動があるかと考えています。

委員：この審議会は、儀式の場ではないので、それに必要な資料はできるだけ出すように努力されたい。特に配置の状況については、我々はこのような図面だけでは理解できないので、将来、納得のいく説明資料を付してほしい。

幹事：参考資料については、今言われたことを今後はやってゆきたい。

委員：私が現地にいるのでわかるのだが、図面で見ても小さい所が4年もかかるとのこと。今までの三津浜の都市計画事業も非常にゆっくりしている。これは、本省の関係で金がないからなのか、それとも実際に作業ができないからなのか。

幹事：国との予算の関係もあります。それと、現実に、換地の設計、それから仮換地、また換地処分等があり、現実に仕事をするのは前半、後半は事務的、すなわち法律的な手続きを考えています。実質異動のありますものは、集中的にある時期に集約したいということで市の方と話し合いを進めています。

## 第7回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和46年3月8日（持ち回り））

### 第27号議案 大洲都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

大洲都市計画公園に第4号公園を次のように追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、4、大洲総合運動公園、大洲市平野町野田地内、約34ha、修景施設、休養施設、運動施設、  
便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

大洲市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の体位向上、福祉の増進に資し、健全な都市の発展を図ろうとするものである。

## 第 8 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 46 年 5 月 29 日）

### 委員名簿

松山商科大学教授  
愛媛大学教授  
新居浜工業高等学校長  
愛媛県農協中央会会長  
愛媛県農業会議会長  
愛媛県医師会長  
愛媛県商工会議所連合会会頭  
四国財務局松山財務部長  
四国通産局長  
四国地方建設局長  
第三港湾建設局長  
中国四国農政局長  
高松陸運局長  
国鉄四国総局長  
愛媛県副知事  
松山市長  
小松町長  
愛媛県議会議員（6名）  
新居浜市議会議長  
朝倉村議会議長

### 幹事名簿

土木部長  
土木部次長  
都市計画課長  
建築課長  
企画調整課長  
農政課長  
港湾課長  
環境衛生課長  
農地計画課長  
生活環境課長

### 第 28 号議案 長浜町営ごみ焼却場建築位置決定

- 第1 申請者 喜多郡長浜町 長浜町長
- 第2 敷地の位置 喜多郡長浜町大字沖浦字切サコ丙 1247 の 1 番地
- 第3 用途 ごみ焼却場
- 第4 敷地の面積 557.15 平方メートル

- 第5 建物の状況 1 建築面積 61.50 平方メートル  
2 延べ面積 102.50 平方メートル  
3 構造 鉄筋コンクリート造及び鉄構造

理由書

既設焼却場は 37 年度に建設したが、能力の低下により 3t/日の機能が果たし得ず、44 年度のごみ排出量は 11.2 t/日となり、処理できなくなったので本年度 20 t/日の焼却炉を新設するものである。

**第 29 号議案 三瓶町営ごみ焼却場建築位置決定**

- 第 1 申請者 西宇和郡三瓶町 三瓶町長  
第 2 敷地の位置 西宇和郡三瓶町大字津布理ミノコシ 1688 番地  
第 3 用途 ごみ焼却場  
第 4 敷地の面積 1,112 平方メートル  
第 5 建物の状況 1 建築面積 40.36 平方メートル  
2 延べ面積 68.19 平方メートル  
3 構造 鉄筋コンクリート造及び鉄構造

理由書

既設焼却炉 2t/日は老朽し使用に耐えないため、この際持掃地域を拡張、収集人口 12,000 人を目標とした施設が必要となり、新設するものであります。

**第 30 号議案 宇和町営ごみ焼却場建築位置決定**

- 第 1 申請者 東宇和郡宇和町 宇和町長  
第 2 敷地の位置 東宇和郡宇和町大字皆田字神子ヶ谷 1 の 76 番地  
第 3 用途 ごみ焼却場  
第 4 敷地の面積 4,992.90 平方メートル  
第 5 建物の状況 1 建築面積 39.93 平方メートル  
2 延べ面積 66.87 平方メートル  
3 構造 鉄筋コンクリート造及び鉄構造

理由書

既設のごみ焼却炉は、建設後 20 年近く経過し、加えてごみ量の増加によって処理能力が不足しているの  
で、新たに 7 t/日炉を新設しようとするものであります。

**第 31 号議案 八幡浜都市計画下水道の変更（八幡浜市決定）**

都市計画下水道を次のように変更する。

- 1 下水道の名称：八幡浜下水道
- 2 排水区域

【名称、面積、摘要】

『公共下水道、約 133ha  
都市下水路、約 34ha、坂田川下水路』  
を、  
『公共下水道、約 133ha

都市下水路、約 65ha、坂田川下水路 34ha、大谷川下水路 31ha』  
に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3 下水管渠

(イ) 公共下水道 (変更なし)

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、摘要】

朝汐橋幹線、字沖新田 1526 番地、字沖新田 1504 番地、1.50m～1.35m、約 130m

江戸岡幹線、字下浜田 1355 番地、大字松柏甲 138 番地、1.50m～0.90m、約 1,250m

その他、1.50m～0.3m、約 22300m

(ロ) 都市下水路

【名称、位置 (起点、終点)、区域 (管径又は幅員、延長)、摘要】

『坂田川下水路、大字矢野町 604 番地、大字五反田 69 番地、1.80m～1.60m、約 630m、坂田川下水路』  
を、

『坂田川下水路、大字矢野町 604 番地、大字五反田 69 番地、1.80m～1.60m、約 630m、坂田川下水路  
大谷川下水路、大字矢野田字シンデン 1090 番地、大字栗野浦字大谷 17 番地、1.28m、約 350m、  
大谷川下水路』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 4 ポンプ施設

(イ) 公共下水道

【名称、位置、敷地面積、摘要】

朝汐橋ポンプ場、字沖新田 1526 番地、約 500m<sup>2</sup>、90m<sup>3</sup>/分

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本市における下水道計画を再検討した結果、都市下水路に大谷川下水路を追加するとともに、新都市計画法の施行により、本案のとおり表示様式を改めるものである。

会議録 (幹事説明及び質疑：一部抜粋)

#### 第 28 号議案

幹事：場所は、かなり長浜町から西の方に海岸沿いによった山あいでありまして、位置も従来からあった場所でもあり、格段の支障はなかろうと考えております。なお除塵装置等もつけるようになっております。

委員：ごみ焼却場の新設、増設の場合、公害防除の運動と関連して、ともすれば物議をかもしだしているようであるが、その反対や問題に将来おこる可能性についてどのような判断をしているのか。

幹事：この問題については、地元の方の同意を取っておることを町の方に確認して、議題を提出しています。

#### 第 29 号議案

幹事：場所は、三瓶町の津布理地区でありまして、従来からもあり、特に支障はなかろうと考えております。



委員：問題がおこる可能性はないのか。

幹事：今のところ確認しており、まだないはずです。

### 第 30 号議案

幹事：今回はもう少し市街地を離れた場所に建設する計画で、周辺の地区の方々の同意を取っています。

議長：松山の都市計画の線引きの問題ですが、区域区分の経過について、この際幹事から報告をいたさせます。

幹事：松山地区での「線引」の状況を説明します。東予、今治地域についても現在までの作業状況を説明します。

松山地区での「線引」については、2月26日に公聴会を開催しました。意見の第1点は、“市街化区域に編入せよ”、第2点は、“都市計画区域から除外せよ”、第3点は、“市街化区域の中から除外せよ”、でありました。このうち、“市街化区域に編入せよ”、との意見は、松山地域全体にあり、また多数の意見がありました。

線引そのものに対する一般的な意見としては、“市街化区域が全般的に広すぎる”、“農地整理あるいは国道バイパスの周辺は市街化区域にしたらどうか”でした。「整備、開発、保全の方針」については、市街化区域内の都市施設に関する財政の対処はどうなっているのか、政策的な担保がないのではないか“との意見がありました。市街化のもたらす公害への対策に関する問題点も出されました。それから、都市計画面あるいは農業政策面からの、「市街化区域内農地」の問題、「開発許可」の運用の問題などが出されました。地価対策との関係についても意見がでました。市街化調整区域については、“今後の農業政策の中でどのように扱っていくのか”との問題が出されました。全般的には、“開発行為については、十分弾力的に運用を図って欲しい”との意見が多く見られました。

こうした意見を受けて、我々は、農林関係、建築関係と相談しまして、まず「線引」に対する問題、次に用途地域指定に関する問題、都市施設の整備あるいは農業施策に関する問題等に整理していくつもりです。まず当面、「線引」に対する問題について、公聴会の意見、県が実施した説明会の意見、市町村を通じて出された意見等を図面上に整理して、図上に問題点を抜き取りました。その上で、3月の中ごろから、市町村との意見交換、確認と再調査を行いました。そして、各市町村で要望をひとつにまとめたらいとの相談があり、市町村ごとに再案をまとめて、進めてきました。

やはり全般的には、“市街化区域にせよ”、との声が非常に大きいので、範囲が広がるだろうと想定しています。その中には農林事業を実施中あるいは済んだばかりのところもあるので、そうした要望に対して、どういった農林部との事務調整が必要になるかといった検討を並行して進めてきました。その内容は、農林部から要求されている同意書、意見書、念書、確約書などであり、業種に応じていろいろな具体的問題があるので、すぐ準備にかかりました。また、農林の方からは、市または町の農林部を通じて、それらの内容、具体的な文面等について、決定、協議を進めています。

我々としては、多様な要望が全部入った場合も想定して、面積の計算も必要になるので、2、3とおりの手段を検討しました。

3月下旬になると、早いところでは要望も出てきたので、その中から、それぞれの関連の問題整理を始めました。いろいろな事務処理の中で、特に農林事業について、意見書、念書、確約書などの具体的な検討、設計変更が伴うかどうか等について、いろいろやりとりを行ってきました。4月に入って、各市町の取りまとめ内容の全般的な検討をはじめ、逐次、各市町と協議を進めながら、それぞれの検討を行い、中旬には、北条市、伊予市については、ほぼ原案の線に確定しました。松山市、重信町、松前町、砥部町については、農林投資の問題とか、地元意見がひとつにまとまらないとかの問題があり、さらに話をつめることになりました。川内町については、事務的協議以外にいろいろ問題があって進まなく、この間の選挙の問題もあって、

4 月半ば以降では、事務的な進捗はほとんどなかった。5 月に入って、市あるいは町からでてきた要望案の内容と問題について、ある程度の整理がついた段階で関係市町全体での協議を終え、最終的なチェックを行い、現在では、松山市、川内町以外については 2,500 分の 1 の図面作成が終わっています。

松山市については、道後それから引き続き山沿いの地区に非常に問題が多く、概測でやらないと境界がはっきりしないとか、農林投資の事業中の問題もあり、工事中の箇所も入れたいとの要望もある。全国的にも例がないことで、農政局とも相談したが、最終的には農林省の判断になるという問題もあり、最悪の場合も想定して、現在、つめを行っています。松山市に対しては、5 月当初に交渉でチェックを依頼した問題について打ち合わせをし、それが終われば原案はまとまるのではないかと考えています。

川内町については、これ以上は話が進展しない状況です。このままでは先々の目標が立たないので、建設省に事情を説明し、今後の検討方法をお願いしております。

来月初旬くらいには松山市との問題も片付く見通しで、原案決定もできると考えています。原案がまとまりましたら、正式に市町村へ照会、それから 2 週間の公告、縦覧を経て審議会にお願いするよう考えています。最終的な決定時期は、7 月中になるのではないのでしょうか。農林調整に必要な念書、確約書などの調書も 9 割程度のものについては了解を得ており、この段階で決めていただくよう農林の方で調整してもらっています。あと問題がなければ、事務的な進め方ができると考えています。

東予、今治地区の素案の問題については、3 月中に県から原案その他について、各市町村に今後の進め方を相談しました。このうち一部の町では住民の中に問題点が非常に多いということで、周知徹底をはかるとの意見が出されました。東予町については、合併の問題があり、出発点からやりなおさなければならないとの問題が出ました。今治、西条、新居浜では審議会の委員で辞められる人が多いとのことで、いつ出すかということもなかなか意見調整ができませんでした。住民の方々の間で、「線引」に対する問題点がある都市については十分周知徹底することが先決であろうと判断しました。事務担当としては、だいたいできあがっているような状況です。

もう一点としては、松山の進捗状況あるいは農林省との関係で、周辺部では農林事業の施行箇所も相当あるので、そうした調整の問題については、松山の例を参考にして、もう少し話をつめておく必要があります。現在、農林の方で、そうした問題をつめてもらっており、今月いっぱいくらいで結論を出したいと聞いております。それぞれの内部的関係あるいは市町村関係と十分協議した上で、今後、案を決定してゆきたい。4 月に入り、町当局と何度か意見交換した上で、丹原町、小松町については、研修会を実施するとの打ち合わせを進めてきました。松山の実施状況も逐次並行して進んでいるので、そうした中で、当初考えていた問題、さらに農林の取扱については、慎重を期して関係市町村と協議を進めてきました。ちょうど選挙もあって、今治、西条、新居浜では審議会の委員が 5 月にならないと決まらないとの事情もあり、その関係のない地区では話を進めています。現在の段階では、もういつ出すかというところまで話をしています。

都市計画サイドの案としては、公聴会を 6 月下旬か 7 月初旬ころにやってはということで、関係者にはかろうと考えています。後は、多少遅れますが、9 月か 10 月には終わってしまうのではないかと思います。

もう 1 点は、「線引」ができますと、ただちに用途地域を決定する作業があり、松山地区、東予、今治地区についても、並行して用途現況をいま調査しています。それで、「線引」を追いかけて用途地域をかぶせていく作業の見込みを立てています。

以上が、現在までの経過次第です。

議長：大変困難な問題で、相当いろいろな問題がありますが、何かご意見ありませんか。

委員：第1の問題として、市街化区域と調整区域との区画がまだにはっきりとしていない。松山では、できにくそうに見えるところが宅地に変更されるような場合が、非常に多い。申請すると、市の方では調整区域だからいけないと言われるが、県に聞いてみると、何にも決まっていない。こういうものは、どう処理するのか。

幹事：この点は、農地計画の方であるが、公聴会の時点では、農地転用は一応保留とするように、農林省から通達が来ています。その保留の内容は、期限として約2ヶ月間保留し、それまでに決定しない場合には再検討があるということになっています。ただ、全部が保留かという、例えば素案に入っていて、市街化区域で完全に間違いないというところについては転用の取扱を許可しています。調整区域になる見通し、あるいはどちらにするかわからないという所については保留にするというたてまえで処理するとの連絡を受けています。

委員：そういうところは非常に無理がある。2ヶ月経つてもう去年の12月から1月ころに出したものでやはり受け付けられる。今5月に入って、そのまま受け付けられない。最後には、市としても、新しくいつこられると、はっきりとした明文がないのだから、受け付けておいて、県の方で出そうというようないかげんなことをやっている。それは、やかましく言って初めて、そういうことが現われてくる。

幹事：この点については、私どもは取扱の機関になっておりません。

委員：「線引」の問題で引っかかるのだから、都市計画に関係がある。転用については、結構じゃという。ただ、市街化区域に入っていないから、調整区域だから都合が悪い。

幹事：それは農業委員会での判断だと思います。

委員：判断ではない。あんたの方にそういう指示が来ている。

幹事：幹事さん、説明願いませんか。

幹事：2月26日の公聴会での農地転用については、幹事さんが言われたとおりです。その後の状態については、委員さんのご質問のように、委員会自体で保留されているのではないかと思います。私の方からなお検討しますが、具体的には全部処理されています。

委員：それは、受け付けてないから、当然だ。県には行かないだけで。実際には困ってしまうと、我々のところに言ってきている。

幹事：お説の点、よくわかりました。さっそく農地計画と相談しまして、農業委員会の方と十分協議してみたいと思います。

委員：もうひとつお尋ねしたい。栽培している農家の周囲がほとんど工場になるか、住宅になるかしてしまっていて、住民も全部市街化区域に入れてくれといっているのに、どうして入れられないのか。課長は、“農林関係からいけないと言われている”と言うが、5割か6割、あるいは7割宅地化しているところで、現在の米が余っている時代に、何故全部市街化区域に入れたらいけないのか。ただ1課長の個人の考え方でやられたのでは困る。

幹事：私どもとしては、公聴会、あるいは説明会の中で出された意見を整理して、協議をいろいろ持ったわけですが。そうしたいろいろな話し合いの中で市の方がそういった要望の中でまとめて出そうという形になっております。今月の初めに、我々が調整した問題について、さらに問題があるかどうか、現在返している段階です。松山市側の検討がだいたいめどがついたと伺っているので、来週早々、最終的にもう一度持ち寄って検討することになっています。

委員：そういうお話を聞いてみても。公聴会に出た人も、関係者は多いけれど、なんにも知らない市民も相当いる。

幹事：その点につきましては、公聴会あるいは説明会に意見が出されていますが、そのほかにも市や町の

方にもいろいろ出されていますので、それらを踏まえて代案を作るということで出発していますので、それぞれ意見を集めて検討すると話しているわけです。

委員：いろいろ住民から、是非区域に入れてくれとのご希望があったから、それをお伝えした。ある係りの方に聞くと、飛行機がおりてくる進入路にあたるから運輸省が認めないという。それならその部分以外にも土地はだいぶんあるんだから、それらを入れてくれと言うと、今度入れましょうと言っていたが、次の人にはっきり聞くと、この付近はまだ認める必要がないという話である。部落の人がそういつている。そこは、一本の県道があり、周囲はほとんど宅地になっている。なんとか市街化区域に入れてくれという話が現実にある。

幹事：そのことについては、誤解がないように気をつけたい。いろいろ我々にも出されていますが、当初に、公聴会の後で、各市町村の方々と話した中では、一応全体として1箇所にとどめないと、ばらばらではおかしいではないかという考え方に整理しております。我々が聞いたものは、松山市の問題であり、松山でこういう問題が出ているがどうかという話をする必要もある。そういったことを兼ねて近々やる予定であり、いろいろ聞いているものも全部整理して、全体としての検討の中で話を進めてゆきたい。

委員：公聴会、公聴会というが、たびたび公聴会に行くこともできない。我々が、住民の意思を汲んでお願いした分だけでも決まりましたら、あらかじめお知らせ願いたい。

議長：その他、ございませんか。

委員：2点お伺いしたい。松山の「線引」について、今朝のテレビで、大体7,000haほどを市街化区域に入れたい、そういう放送をしていた。委員さんのお話にもある住民の意見をどれくらい計画変更に取り入れたいと思われるのか。第2点は、市街化調整区域に入れてもらいたい、それから市街化区域を小さくして集中的な都市施設を整備すべきという意見はかなりあったのか。

幹事：全般的に小さくしろという意見については、私もたまたまテレビに出ておられて本人に会ったのですが、具体的な数字ではなく、できるだけ農地は農地として保存したらどうか、そうすることが、都市施設の整備にも関わるのではないかと、というような感覚で言っておられたので、どこをどうするという話ではなかったと思います。この点については、我々もそういう要望を無視して一方的にはやれない。“市街化区域から除外せよ”との意見は松前町で1件あったが、そこは野菜生産指定地です。どの程度の方がそういつておられるのか、しかも伊予市にもまたがっているので、伊予市と松前町で調べてもらったのですが、伊予市の方ではやはり“市街化区域にして欲しい”、松前町では20数ha程度まとまった地域がありましたので、やはり野菜生産指定地区であるので、残そうかということで現在進めています。

当初の素案として出したのが全体として6,300あったが、現在まだ最終調整ができていない。さきほど言いました工事中の箇所で、農林省の方へ金を返せということになると、やるのかやめるのか、その辺のだめを詰めてみたい。それらが入りますと、現在ではだいたい6,300だが、7,100ha前後に落ち着くのではなかろうかと感じております。今の数字については、私は全然話しておりません。他の方から作業過程の数字が出たのではなかろうかと思っております。そういう問題は、まだ審議会には発表できないのです。2,3の記者の方がおられた席でも“まだ数字はこらえてくれ”と話していたのですが、今の様子では7100haの程度に落ち着くのではなかろうかと思っております。受益地域をそっくり取り除く、そういう問題が松山地域では現在残っていますが、それらの整理がついた段階ではっきり申し上げると考えています。

委員：さきほどの委員さんのお話のように、幹事の話しでは国の公聴会以後のことについては留保するが、出てきた分は全部許可しているという話しであった。そのへんは、はっきりしておかないと困る。東予、あるいは今治で公聴会をやると、かなり出てくる。それを中途半端にしておく、強く言ったものについては許可する、そうでないものは留保するとなると、不公平になるので、基準を明確にしてください。

市町村の農業委員会を十分指導、措置されることを望みたい。この点を明らかにして欲しい。それからもうひとつは、米作調整についてです。農林次官通達が、主要国道と言うか市町村道を含めて 100m か 200m の間の転用を許可するとなっている。この発表で、都市計画区域外については、米作調整の関係で、大農地も平気でいくらかでも転用できることになった。都市計画というのは、相対的には、農業という立場ではなく、都市という立場で地域を見てゆくの、都市計画の区域に入らないところよりも、入ったところの転用を進めてゆくべきではないか。そういうふうに考えると、農林次官通達の基準緩和を調整区域についても実施すべきではないか。これが 2 つ目です。それからもうひとつは、今治ではその第 1 次案らしきものを農業団体、農業委員会、農業共同組合、土地改良区等へ提示して説明しているようです。それは皆さんが承知の上で原案を発表する前の農林という意味でやっているのか。

幹事：現測調査に基づく今後の転用地域の件ですが、私が、逆に農林から書類をもらって建設省に照会しました。現在、建設省の見解は、法律の主旨が、必要のない都市化を招くようなことは取り除こうというものであり、運営については十分検討したうえで返答したとのことでした。現在の段階では、こうしろという回答はありませんでした。ただ、ニュアンスとしては、都市づくりを考えた前提で望ましいのではないかと、運営については微妙な問題があるが、建設省としても慎重な態度で臨みたいとの内容でした。今治市の問題については、今まで事務的な積み重ねをやってきており、大体ほぼ似たような感覚になっています。県の希望としては、一次については全部一緒にやりたいと考えていましたが、今治市自体の考え方もあって、それをとやかく申し上げるわけにもゆきません。今までの形で発表されたものだと思います。ほかのところはこういった考え方でなく、今治だけがこういう考え方で、主体性という意味でやってみたいとのようです。実は発表の時期も知りません。ただ、図面を見まして、事務段階でいろいろ協議しておりますので、従来から素案については、工事中のものは極力省くべきではないか、意見によって入れるかどうかを決めるべきという考え方で進めています。今治については、各市町村共同の会議を持ちました。そういう事情の中で、ああいう形でやられたのです。

委員：今の説明を聞いても、自主的にやれるような区域、あるいは本省の意見でやるのは、やはり知事がやるんだから、僕は、本省といろいろ打ち合わせをしなければならぬと思う。松山のように市街地ができて、ほとんど家や倉庫が建ってきているところに 2 割や 3 割の農地をおいていても仕方がないんじゃないか。それを調整区域にしてしまっている。農家が言うのは、4 反あって平均して 3 反の耕地がなくなっているのに、調整区域にされたのでは困る。後で土地を売ることもできず、家を建てることもできない。その点を、本省の文書によるのではなく、この地域ならもう市街化区域に入れるということを県自体で決めて、やっていただきたい。松山の大部分のものはもう家が建っている。はっきりとした松山の都市計画を考えてもらいたい。

議長：この問題は非常に難しく、利害が極めて顕著に現われ、法律も初めてなので、将来にわたってどちらが有利かについての意見はまちまちだが、愛媛県の作業が全国的にも非常に遅れている。全国に係数を一度お尋ねしたい。当初第 1 回の線引等で公共資源等にいろいろ問題が起きたが、各県での線引地域で、愛媛県に参考になるものが出ていないか。もうひとつ、委員さんの言われた問題、若干の境地を残されても合体の臨床例に対応できない。

幹事：全国的な市街化区域の設定状況ですが、対象となっております 46 県のうち、都市計画の決定告示を要している県が 38 あります。そして都府県での原案作成中が 6 県、公聴会を開催したままで、原案の策定の見通しが立たないのが香川と京都です。なお、各県で複数箇所ありますので、それらを考慮すると、現在、まだ未施行になっているのが 16 箇所、愛媛では今治、東予地区が該当します。現在の実施状況はこのようです。問題点はたくさんあります。当初は非常に急ピッチでやりすぎ、い

ろい問題点が出されましたが、最近では、特にトラブルが起きているとは聞いておりません。和歌山地区で、住民の方は住居系を要求しているが、住友関係の工場があり、準工業地域にせよということでのトラブルを聞いています。先日主管課長会議がありましたが、特に話はありませんでしたので、現時点では特に問題はないようです。終わりましたところでは逐次用途地域の作業を鋭意進めている状況です。最終段階になればなるほど、問題が出てくるので、市を窓口にした問題だけでなく、県が聞いている問題についても、お互いが問題点を持ち寄って、松山市については来週、具体的にひとつひとつ問題点の整理という形で対処してゆきたい。

先ほどの委員さんのご質問については、第1の東予圏の農地転用、ことに公聴会前後の取扱について、十分な留意、解決できるという点については、すでに数回の会を持っていますが、さらに主管課として、十分に遺憾のない周知をして、できるよう努力します。第2の点ですが、2, 3市町村ともども関係する幹線地方道を入れ、両側おおむね100mというふうに非常に緩和され、200mになりました。そういう状況で線引が行われた市街化調整区域内の転用取扱のご質問であったと思いますが、調整区域内の3条以外の4, 5条転用については、都市計画法によりまして開発許可が必要です。この法律に、主管課としても縛られています。今のところこれ以外の取扱はありません。

委員：さきほどの幹事と幹事との説明がまったく違う。幹事の話では、次官通達による緩和処置は、都市計画法が優先して、その中だけだということですから、まったく何の効力もない。市街化調整区域については、幹事の話では、その点について建設省も非常に苦勞している。しかし、内容としてはスプロールを防ぎたいという法律の趣旨に沿うようだが、明確な線引はしにくい、ということなのですが、その辺が農家にとっては大変な問題である。両課長から、もう一度の検討、国はどうかと、愛媛県としてはこう考えているということを示してもらわないと困る。それから東予圏の公聴会以降の2ヶ月の問題だが、遺憾のないようにするということについて、善処していただきたい。「遺憾のないよう」ということの内容が問題なのだ。先ほど松山市の問題を公聴会以後について許可願いがでたものについては全部許可しておく、不都合のないようにしているとの返事であった。委員さんの方は、“わしが言うた方も許可せにや困る”ということ、裏側まで行けば、市の農業委員会が留保措置を講じている。それで困るのではないかといろいろ議論した分については若干許可しているように、あの言葉の裏側では、解決できる。そういう内容では困る。少なくとも留保するのであれば、法律根拠が明確でどうしてもやらねばならぬならば、明確にすべきだ。あるいはなんとかしてその措置が出来るのならば、全部4, 5条の許可を申し出るのではないので、農家の希望を十分採択して、土地業者につけこまれるのは困るけれど、農家のまじめな開発については、積極的に措置してゆくという指導の基準を明らかにしておいて、慎重に、遺憾なきようにしてもらわないと困る。お二人で十分検討して指導してもらいたい。

議長：大変貴重なご意見であり、あとの作業自体も非常にむづかしいので、ここで統一したお答えも出にくいと思います。これくらいにしたいと思います。

委員：松山も非常に混乱し、今治もそうなので、できるだけ早い機会に、その点がわかるように農業団体や関係市町村に、指導文書や見解を流して欲しい。農林省の転用基準緩和の措置については、よりよく…をのんでいるが、それは違うとのことだった。調整区域については少しも役に立たなかった。内容を見ると、非常に語尾のわかりにくい文面で、専門家にはわかるかもしれないが、われわれは、気をつけて読んでも、3回や5回ではわからない。そのことを聞こうと思っていた。至急に農林と土木の意見調整を行って、指導文書を出していただきたい。

## 第 9 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 46 年 8 月 10 日）

### 第 32 号議案 松山都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

松山都市計画公園に次の重信公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

近隣公園、42、重信公園、松山市森松町重信川河川敷の地内、約 1.2ha、運動広場、修景施設、休養施設、運動施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

### 第 33 号議案 伊予都市計画公園の変更（愛媛県知事決定）

伊予都市計画公園に次の谷上山公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

一般公園、2、谷上山公園、伊予市上吾川、稲荷、下三谷、上三谷、約 57.42ha、便益施設工、管理施設工、園路広場工、修景施設工、休養施設工、遊戯施設工、教養施設工、展望台、その他施設工

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

谷上山公園一帯は、松山平野、瀬戸内海を一望に治める風光明媚の位置にあり、その立地条件と相まって広域的にその利用者は増加しており、今般、これが開発整備を行うため、今年度、市単独事業として、鋭意促進を図っておりますが、市民並びに近郊住民の健全慰楽の場として、早期整備が待たれるので、今回計画決定を受け、早期完成を図りたい。

### 第 34 号議案 松山都市計画公園の変更（松山市決定）

松山都市計画公園に次の津田公園ほか 1 公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、43、津田公園、松山市北斎院町の地内、約 0.18ha、園路及び広場、休養施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

児童公園、44、宮前公園、松山市古三津町の地内、約 0.29 ha、園路及び広場、休養施設、修景施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

松山市における都市施設の配置を検討した結果、本案のように公園を配置決定し、もって住民の福祉の向上、ならびに健全な都市整備を図ろうとするものである。

### 第 35 号議案 川之江都市計画道路の変更（川之江市決定）

都市計画道路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように変更する。

【種別、名称（番号、路線名）、位置（起点、終点、主な経過地）、区域（延長または面積）、構造（幅員、構造）、摘要】

幹線街路、2,3,7、川之江山田井線、川之江市川之江町港通り 4064-11、川之江市川之江町大門 2966、

(栄町)、約 1,400m、11.0m、地表式、  
ただし、川之江市川之江町港通り 4064-11、川之江市川之江町山下 1954、約 700m、15.0m、地表式  
川之江市川之江町山下 1954、川之江市川之江町山下 1934、約 40m、15.0m～36.0m、地表式  
川之江市川之江町山下 1934、川之江市川之江町山下 1881 の 1、約 130m、15.0m、地表式  
「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本路線の計画を検討した結果、地形及び交通の状況等により、本案のように計画幅員の一部を 15.0m に変更するものである。

### 第 36 号議案 松山都市計画ごみ焼却場の決定（松山市決定）

松山都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

#### 【種別、名称（番号）、位置、面積、摘要】

ごみ焼却場、1、松山市市坪ごみ焼却場、松山市市坪の地内、約 3.3 ヘクタール

「区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

当該申請地は、石手川と重信川に挟まれた三角州の農業地域であり、現在用途地域の指定なく、然も今回の松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の設定に伴う市街化調整区域の予定地内である。区域の地形等により、将来の土地利用上から検討した結果、当該地域にごみ焼却場を計画するものである。

### 第 37 号議案 松山広域都市計画区域の変更（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画区域を次のように変更する。

松山広域都市計画区域に含まれる土地の区域

松山市のうち次の区域（地先水面を含む）

堀之内、丸の内、南堀端町、一番町 1 丁目、一番町 2 丁目、一番町 3 丁目、一番町 4 丁目、二番町 1 丁目、二番町 2 丁目、二番町 3 丁目、二番町 4 丁目、三番町 1 丁目、三番町 2 丁目、三番町 3 丁目、三番町 4 丁目、三番町 5 丁目、三番町 6 丁目、三番町 7 丁目、三番町 8 丁目、花園町、千舟町 1 丁目、千舟町 2 丁目、千舟町 3 丁目、千舟町 4 丁目、千舟町 5 丁目、千舟町 6 丁目、千舟町 7 丁目、千舟町 8 丁目、湊町 1 丁目、湊町 2 丁目、湊町 3 丁目、湊町 4 丁目、湊町 5 丁目、湊町 6 丁目、湊町 7 丁目、湊町 8 丁目、柳井町 1 丁目、柳井町 2 丁目、柳井町 3 丁目、大街道 1 丁目、大街道 2 丁目、大街道 3 丁目、錦町、河原町、北立花町、永木町 1 丁目、永木町 2 丁目、築山町、新立町、湯渡町、平和通り 1 丁目、平和通り 2 丁目、平和通り 3 丁目、平和通り 4 丁目、平和通り 5 丁目、平和通り 6 丁目、西一万町、東一万町、中一万町、道後一万、勝山町 1 丁目、勝山町 2 丁目、東雲町、喜与町 1 丁目、喜与町 2 丁目、徒歩町 1 丁目、徒歩町 2 丁目、旭町、御宝町、南持田町、北持田町、昭和町、持田町 1 丁目、持田町 2 丁目、持田町 3 丁目、持田町 4 丁目、此花町、若草町、木屋町 1 丁目、木屋町 2 丁目、木屋町 3 丁目、木屋町 4 丁目、本町 1 丁目、本町 2 丁目、本町 3 丁目、本町 4 丁目、本町 5 丁目、本町 6 丁目、本町 7 丁目、松前町 1 丁目、松前町 2 丁目、松前町 3 丁目、松前町 4 丁目、松前町 5 丁目、萱町 1 丁目、萱町 2 丁目、萱町 3 丁目、萱町 4 丁目、萱町 5 丁目、萱町 6 丁目、味酒町 1 丁目、味酒町 2 丁目、味酒町 3 丁目、宮西 1 丁目、宮西 2 丁目、宮西 3 丁目、六軒屋町、愛光町、辻町、朝美町 1 丁目、朝美町 2 丁目、朝美町 3 丁目、朝日ヶ丘 1 丁目、朝日ヶ丘 2 丁目、衣山 1 丁目、衣山 2 丁目、衣山 3 丁目、衣山 4 丁目、衣山 5 丁目、美沢 1 丁目、美沢 2 丁目、中央 1 丁目、中央 2 丁目、竹原町 1 丁目、竹原町、土橋町、北藤原町、藤原町、永代町、末広町、春日町、泉町、真砂町、室町、小栗町、土居田町、針



田町、大手町1丁目、大手町2丁目、宮田町、南江戸町、生石町、日の出町、枝松町1丁目、枝松町2丁目、枝松町3丁目、枝松町4丁目、枝松町5丁目、枝松町6丁目、小坂町1丁目、小坂町2丁目、小坂町3丁目、小坂町4丁目、小坂町5丁目、中村町1丁目、中村町2丁目、中村町3丁目、中村町4丁目、中村町5丁目、立花町1丁目、立花町2丁目、立花町3丁目、立花町4丁目、立花町5丁目、立花町6丁目、拓川町、祇園町、緑町1丁目、緑町2丁目、文京町、鉄砲町、清水町1丁目、清水町2丁目、清水町3丁目、清水町4丁目、姫原町、御幸1丁目、御幸2丁目、山越町、山越1丁目、山越2丁目、山越3丁目、山越4丁目、住吉1丁目、住吉2丁目、三津1丁目、三津2丁目、三津3丁目、神田町、元町、梅田町、須賀町、松江町、若葉町、春美町、辰巳町、中須賀1丁目、中須賀2丁目、中須賀3丁目、三杉町、祓川1丁目、祓川2丁目、ひばりヶ丘、会津町、内浜町、高山町、北山町、東山町、古三津町、吉野町、明神丘、海岸通、大可賀1丁目、大可賀2丁目、大可賀3丁目、清住1丁目、清住2丁目、山西町、別府町、北斎院町、南斎院町、北吉田町、南吉田町、高岡町、富久町、久保田町、東垣生町、西垣生町、岩崎町1丁目、岩崎町2丁目、道後湯之町、道後湯月町、上市1丁目、上市2丁目、道後多幸町、道後鷺谷町、樽味町、祝谷1丁目、祝谷2丁目、祝谷3丁目、祝谷4丁目、祝谷5丁目、祝谷6丁目、祝谷西町、祝谷東町、山田町、桜谷町、常光寺町、道後公園、道後緑台、道後姫塚、道後今市、道後北代、道後樋又、道後喜多町、道後町1丁目、道後町2丁目、南町1丁目、南町2丁目、紅葉町、石手1丁目、石手2丁目、石手3丁目、石手4丁目、石手5丁目、新石手、石手白石、東野町、正円寺町、桑原町、東本町、松末町、三町、畑寺町、天山町、朝生田町、今在家町、居相町、越智町、北土居町、南土居町、土居町、西石井町、東石井町、古川町、和泉、星岡町、南高井町、森松町、井門町、新浜町、高浜町1丁目、高浜町2丁目、高浜町3丁目、高浜町4丁目、高浜町5丁目、高浜町6丁目、港山町、松ノ木1丁目、松ノ木2丁目、梅津寺町、石風呂町、余戸町、市坪町、保免町、来住町、久米窪田町、高井町、鷹子町、福音寺町、南久米町、北久米町、北井門町、勝岡町、和気町1丁目、和気町2丁目、太山寺町、馬木町、久万ノ台、高木町、西長戸町、東長戸町、船ヶ谷町、安城寺町、谷町、平田町、吉藤町、志津川町、権現町、堀江町、福角町、内宮町、北梅本町、南梅本町、平井町、水泥町、大橋町、上川原町、中野町、上野町、小村町、恵原町、東方町、津吉町、西野町、浄瑠璃町、食場町、上高野町、高野町、溝辺町、末町、由良町、門田町、泊町、高砂町1丁目、高砂町2丁目、高砂町3丁目、高砂町4丁目及び宿野町乙302番

伊予市のうち次の区域（地先水面を含む）

灘町、米湊、湊町、下吾川、上吾川、稲荷、市場、中村、本郷、森、下三谷、上三谷、上野、宮之下、三島町、尾崎及び八倉

北条市のうち次の区域（地先水面を含む）

北条、辻、上難波、下難波、中通、庄、神田、中西外、中西内、土手内、別府、片山、中須賀、夏目、鹿峰、久保、常竹、安岡、河原、和田、磯河内、小川、常保免、苞木及び鴨之池、

八反地

字 北五反地、比口、宮山路、馬場、上石松、西原、喜源、西四反地、岡本、東四反地、宮窪、中組、柿木、中井出、鳥居端、今井崎、門間地、上り立、八竹谷、松石衛門、薬師西、久保、大畑、岡ノ鼻、清水、平山、波佐、三反地、野津郷、高土手、安田池、門前、正法院、四反地、寺の内、八反地、松の後、中川、遊屋、上金剛屋、篠田、中山口、片楯…、申塚、下鳥熊、杉窪、竹ノ内、上野、砂川、上鳥熊、畑田、市坪、沢境、長沢、突分、下泉川、下金剛屋、下石松、川向、上泉川、榎畑、岡、禅門谷、二反地、西久保、栄ノ内、伊利、南谷、五反地、浦谷及び西山

高田

字 宝福、土居、波田河原、中井出、宮ノ上、岡本、安養寺、久保、安養寺谷、南畔峠、北畔峠、北宮崎、清水、林鼻、小原、井出口、岸の下、岸の上、畔田、宮崎、門前、宮の峠、阿部ヶ谷、大佐古、岡の上、大下、宗林寺、替廻り、石田、下替地、宮の下、中山、東谷及びウツケ谷

宮内

字 名光寺、堂の前、五反地、空田、大坪、柏谷、山崎、三反地及び平山

温泉郡重信町のうち次の区域（地先河川敷を含む）

大字横河原、見奈良、田窪、牛渕、南野田及び北野田

大字 樋口

字 菖蒲、横川、横田、河原、音井、宮地、向井、片山、得久及び前川

大字 志津川

字 片山、中木、中西、市頭、地藏元、小斎院、柑子ノ木、雨田、前川、棧敷、夏梅、野中、荒馬、小宮、弘…田、郡境、三ツ狭間、川崎、花畑、町筋、南裏、上市、北裏、西山田、庵ノ下、寺ノ下、出口、掃…川、千田窪、追出、市薬、踊田、垣之内、絵園分、大原、力石、万能、八反地、玉分、妙堂原、下千田窪、中道、土段、下窪、有ノ木、惣市郎、斎院ノ木、宮ノ前、宮ノ東、寺西、壱ノ狭、卯狭、漆ヶ窪、下市、宮ノ西、宮ノ北、木原、小窪、石丸、松ノ木、五反地、水木、亀次屋敷、梅友、法条道及び玉渕泉

大字 西岡

字 木原、本村、則之内、岡ノ宮、熊ノ畑、池ノ下、滝ノ下、河之内、上利、播磨塚、山王及び中池南

大字 下林

字 横采、横采下、廣見、東定力、上伽藍、定水、下廣見、天羅注連、畑川、五反地、檜亦、助兼、上屋敷、伽藍、定力、卒塔婆、吉成、戌亥、森ノ木、七反地、紫生、赤坂、岡、別府、要、枝松、上千原、竿、仙幸寺、梅斎院、千原、片山、坪之内、開発、下坪之内、斗田、竿根、宮之本、西之段、宮之段、西谷、砂地、石之町、神輿休、遠安、神輿休北、遠安北原中、昌林、丁子、鎌利場及び神輿休北原中

大字 上村

字 臺町、弐町、三町、宮ノ上、宮ノ元、寺ノ下、横田、内ヶ市、郷増、上河原、刈戸口、辻尾、竹ノ下、平ノ尾、船川、仙田ノ木、松ノ花、源平谷、土居鼻、垣ノ内、斎院ノ木、二反地及び渡部

温泉郡川内町のうち次の区域（地先河川敷を含む）

大字 北方

字 海上、三島、猪之窪、赤坂、岸之下、銭橙…、龍王ノ元、雲…ノ窪、高曾根、西之宮、胡ノ元、塚穴、旦ノ上、中畑、松原、角田、荒畑、片山、宝泉、西之側、北揚り、揚り、祇園前、薬師前、客ノ宮、大門、川上、小川、原、中村、古宮、御蔵元、上砂、西村中、中柴、古市、田中及び斎御堂

大字 南方

字 天神、吹上、光法、市場、川上、町裏、上砂、…日出、経塚、沸…川、岸下、道向、坂戸、竹ノ鼻、東森、森、八幡森、広町、八幡、曲里、厚味及び厚美

字 高木 914の1から3まで、915の1915の2916の1から5まで、917の1から3まで、918の1から4まで、922、3040、3042から3044まで

大字 吉久

字 田中、宮ノ西及び谷口

大字 松瀬川

字 広見、並松、北風、横灘、宝来、宝来地、大元及び原

字 黒穂乙 1020 の 50、1020 の 59、乙 1021 の 1

伊予郡松前町の全域（地先水面を含む）

伊予郡砥部町のうち次の区域（地先河川敷を含む）

大字 麻生

大字 宮内

字 大下田

### 第 38 号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定（愛媛県知事決定）

松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域を次のように決定する。

#### I 市街化区域及び市街化調整区域の区分

（計画図表示のとおり）

#### II 市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発、保全の方針

##### 1 都市計画の目標

##### （1-1）都市計画区域の範囲

本都市計画区域の範囲は以下のとおりである。

都市計画区域名、市町名、範囲、面積

松山広域都市計画区域、松山市、行政区域の一部、	17,130ha
伊予市、行政区域の一部、	3,020ha
北条市、行政区域の一部、	2,370ha
重信町、行政区域の一部、	1,630ha
川内町、行政区域の一部、	750ha
松前町、行政区域の全域、	1,970ha
砥部町、行政区域の一部、	630ha

合計 3市4町、 27,500ha

##### （1-2）人口及び産業の見通し

本区域の自然的・社会的条件を考慮し、将来における人口と産業の規模を次のとおり想定する。

区分、	昭和 40 年、	昭和 55 年、	昭和 65 年
人口	37 万人、	49 万人、	58 万人
生産規模、工業出荷額	1,250 億円、	4,220 億円、	6,230 億円、
就業者数、第 1 次産業	36 千人、	22 千人、	11 千人、
第 2 次産業	42 千人、	69 千人、	86 千人、
第 3 次産業	167 千人、	221 千人、	254 千人、

##### （1-3）市街化区域の規模

本区域における人口と産業の見通しに基づき、かつ市街地の現況及び発展の動向を勘案し、市街化区域に収容すべき適正な人口及び市街化区域の規模を次のとおり定める。

##### （1）市街化区域に収容すべき人口

区分、 昭和 40 年人口集中地区内人口、昭和 55 年の市街化区域内人口  
 総人口 186 千人、 418 千人

(2) 市街化区域の規模

市町名、	市街化区域面積、	備考
松山市、	5,840ha、	工業地 478ha、大規模施設地 463ha
伊予市、	340ha、	工業地 40ha、大規模施設地 12ha
北条市、	390ha、	工業地 52ha、大規模施設地 37ha
重信町、	140ha、	工業地 0ha、大規模施設地 43ha
川内町、	70ha、	工業地 0ha、大規模施設地 0ha
松前町、	280ha、	工業地 82ha、大規模施設地 3ha
砥部町、	90ha、	工業地 0ha、大規模施設地 3ha
計	7,150ha、	工業地 652ha、大規模施設地 561ha

2 土地利用の方針

(2-1) 市街化区域の配置

松山都心部を含む面積 1,220ha の既成市街地を核として、その周辺部を含めたほか、その他の既成市街地周辺部に市街化区域を設け、国道沿線の要地に飛地の市街化区域を配置する。

東部では都心周辺部として宅地開発が進行中の溝辺、桑原、久米一帯の地域と国道 11 号線沿いの平井地区に約 80ha、重信町に約 140ha、川内町に約 70ha の飛地の市街化区域を配置する。

南部では都心周辺部の石井地区、国道 33 号線沿いの地域及び砥部町地区に約 90ha の市街化区域を配置する。

西部では松山市の面積 300ha の既成市街地である三津浜地区及び周辺の臨海工業地帯と、これと松山都心周辺部を接続する内陸部は一体的な市街化区域とし、約 5,220ha の中心市街化区域とする。なお松山空港を隔てた垣生地区に約 300ha の飛地の市街化区域を配置する。

このほか、松前町、伊予市の面積約 230ha の既成市街地を中心としてその周辺部に約 620ha の市街化区域を配置する。

北部では都心周辺部の山越から鴨川に至る地域と国道 196 号線沿いに約 250ha の飛地の市街化区域及び北条市の面積約 80ha の既成市街地を含めて約 390ha の市街化区域を配置する。

(2-2) 市街化区域の土地利用の方針

(イ) 商業業務地の配置

(i) 中心商業業務地の配置

松山市の中心商業業務地は本都市計画区域内及び広域圏の機能中枢となっており、建物の高層化、不燃化が進行している。この地区については、今後地方中心商業業務地としてさらにその機能の充実に努める。このほか温泉観光地として道後地区の機能充実に促進する。

(ii) 一般商業業務地の配置

商業業務地の周辺部及び松山市三津浜地区、伊予市、北条市の既成商店街は近傍地域の地区中心的商業地として整備を促進し、その他市街化区域内の主要地に近隣商業地を配置して整備に努める。

(ロ) 工業地の配置

(i) 既存工業地

松山市臨海部は製造工場が集積し、面積約 300ha の工業地帯を形成しており、今後も公害

防止に留意しつつ既存工業地として維持する。

(ii) 新規に開発すべき工業地

松前町臨海部に既存の工業用地を含めて約 80ha、松山市和気地区に約 80ha、北条市下難波地区に約 50ha を配置すると共に工業の専用化を図る等公害の防止に努めるものとする。  
このほか、国道等の沿線に流通業務関連企業、中小工業用地を配置して整備を促進する。

(ハ) 住宅地の配置

(i) 既成市街地内の住宅地

既成市街地内の住宅地は、その環境の維持改善に努め、まとまりのある住宅地として整備を促進する。

(ii) 新規に開発すべき住宅地

中心商業業務地の東部にある松山市の桑原地区、南部にある石井、余土地区等は良好な環境を備えた新たな住宅地として開発を促進する。

(2-3) 市街化調整区域の土地利用の方針

(イ) 優良な農地として保全すべき土地

本区域の平地部は良好な水田地帯を形成し、山麓部は樹園地としてともに各種の農業投資が行われており、現在計画中、実施中の区域も多い。この区域は今後とも農業上の土地利用が行われるものと想定されているので農業基盤の整備を図り、農業生産の環境保全に努める必要がある。重信川沿いの区域、同区域より伊予市の山寄りの区域、北条市の山麓より国鉄線路の間の農地については保全に努めるものとする。

(ロ) 自然地として保全すべき土地

本区域内の瀬戸内海国立公園区域となっている北条市鹿島、松山市の釣島、興居島、太山寺、経ヶ森は自然地として保全する。  
奥道後玉川県立自然公園である奥道後地区、皿ヶ峰連邦県立自然公園である伊予市の谷上山、大谷池は自然地として保全することとし、必要に応じて公園緑地として整備し保全を図るものとする。

3 交通体系整備の方針

(3-1) 道路交通需要の見通し

人口の集中、産業の発展及び自動車保有台数の増加により自動車交通量は今後さらに増大するものと予想されるがこれに伴い幹線道路網の整備及び既存幹線道路の高能率化が急務となる。

(イ) 松山市道路交通需要量 (単位千トリップ)

区分	総トリップ、(内)～(内)交通、(内)～(外)交通、通過交通、			
昭和 42 年	164	136	21	7
昭和 55 年	522	433	68	21

(3-2) 交通施設の整備の方針

(イ) 鉄道

本区域における通勤通学人口の増加に対処するため、国鉄及び私鉄既設線の輸送力増強と相まって、バス等の道路交通と鉄道との有機的な連携を確保するため主要駅前広場の整備を図る。

(ロ) 道路

交通量は、現時点においてもかなり渋滞しているため今後の交通量増大に対処して円滑に処理するため次の方針により道路の骨格を強化する。広域間連絡道路としての四国縦貫自動車道の建設促進ならびに本区域に集中する一般国道 11 号線、33 号線、56 号線、196 号線の拡幅及び

バイパスを設けるほか、これを連絡する松山環状線の建設を促進して区域内交通時間を短縮する。これとともに既存道路の拡幅、バイパス、交差改良を促進し、街路の高能率化を図る。

(ハ) 空港及び港湾の整備の方針

航空旅客需要の増大と航空機の大型化に対応するため松山空港の整備を促進する。

工業機能の進展と人口増加等による貨物輸送の増大を円滑に処理するため松山港、その他の地方港湾の整備を促進する。

(ニ) その他交通施設の整備の方針

市街地中心部への通勤通学等の流入交通の増大に対処して、交通の円滑化と効率増進を図るため、主要箇所には駐車場の適切な配置を検討する。

またこれに関連して有効な土地利用計画をもとに、松山市にトラックターミナル等流通業務関連施設の整備を図る。

4 自然地の保全及び公共空地体系の整備の方針

(4-1) 自然地の現況

本区域は西に点在する島しょを主体とした瀬戸内海自然地と東北部の高縄山系、東南部の四国山脈の支脈に属する山々が道後平野を囲んでおり、平野の中央部には重信川、石手川が西流して自然景観を形成している。また松山市の既成市街地周辺は小丘陵が点在して変化の多い景観を構成している。

(4-2) 自然景観の保全及び屋外レクリエーション施設等の整備の方針

本区域内の北条市鹿島、波妻の鼻、松山市の、興居島、太山寺経ヶ森地区に至る瀬戸内海景観と道後平野を囲む山々、平野を貫流する重信川、石手川及び平野に点在する小丘陵が自然地系統の骨格となっている。これらの自然地は都市発展の動向を勘案しつつ積極的に保全を図るとともに自然との調和のとれた施設の適正配置により、レクリエーションの場として活用するため、公園、緑地、風致地区を系統的に配置し、市街化区域の内外にわたり一体の公共空地系統を整備する。

(4-3) 公共空地系統の配置

公園緑地等の公共空地は、区域住民のレクリエーション活動に対する需要を的確に予測し、且つ都市環境の向上、景観の保全、災害防止等の機能を総合的に発揮できるよう種別に応じた適正な位置及び規模で配置するものとする。この方針に基づき本区域に総合運動公園を造成するとともに松山市中心部の城山公園は総合公園として整備する。

また石手川及び重信川は河川緑地として保全するほか、施設の適正配置により運動の用に供する。

このほか、伊予市、北条市に一般公園を、弁天山、梅津寺に緑地を配置して整備を促進する。

その他市街化区域内に近隣公園及び児童公園を適正に配置して整備を促進する。

5 都市排水施設等の整備の方針

(5-1) 下水道の整備の方針

公共下水道については現在松山市が事業を進めているが市街化の進行した地区から優先的に整備を図るものとする。

その他の市街地についても水質保全を考慮した下水道整備に努める。また本区域内の飛地の市街化区域についてはその他の市街化区域を含めた広域的な下水道を検討する。

(5-2) 都市河川の整備の方針

本市街化区域に関係する河川は、一級河川重信川、石手川、内川、川付川、二級河川では宮前川、久万川、大川その他の河川であるが何れも改修中または未改修となっており、今後本区域の開発により浸水、堪水の被害が生ずるおそれがあるので、これに対処して都市開発の進展状況に

応じ順次整備を促進する。

その他の都市河川についても下水道計画との関連を勘案して整備を促進する。

## 6 市街地の開発及び再開発の方針

### (6-1) 既成市街地の再開発の方針

既成市街地のうち過密の著しい地区、建物の老朽化した低層市街地など生活環境の改善、都市機能の増進を図る必要のある地区については、民間の協力を得つつ、市街地の再開発事業を行い土地の高度利用を図るものとする。

### (6-2) 既成市街地周辺部の整備の方針

既成市街地周辺の既に市街化が進行しつつある区域については、原則として公共団体施行の土地地区画整理事業により整備を行うよう努める。松山市の内浜地区については早期に着手するものとする。

### (6-3) 新市街地の整備の方針

新市街地は先行的に公共施設の整備に努めるとともに土地地区画整理事業等の施行により計画的な市街地の形成を促進する。

会議録（幹事説明及び質疑：一部抜粋）

#### 第 35 号議案

委員：線路横断のことですが、それにはふれておられないが、人家集中している付近は利用手段にまっております。この集中取扱については、線路横断部分が、この赤い部分だけ拡幅になるのか。あとの計画取扱はこのままか。また赤書きの部分が過去に造った道路とどういう関係があるのか等をお伺いしたい。またビルの建設状態の問題についても説明願いたい。また川之江駅を中心にした街路網の形成は過去に決定されているが、駅前広場を中心にした街路網の構成について、この計画がどういう具体的な中身かわからないけれども、この計画の下では国鉄川之江自動車営業所を移転しなければならないのかと心配している。

幹事：お手元の図面のように 2,3,3 路線が出来ておりますが、この路線、現在まで工事を進めており、今回提出している区間変更を 11m から 15m という計画になっています。今のお話の鉄道との関係は 2,3,7 の路線で、これは一応施工済みになっています。駅前問題については、現在の時点で、今後どういうことになっているか、国道の計画等ともならみ合わせて検討しようということになっております。

#### 第 36 号議案

委員：石井から市坪方面にかけては将来の住宅地ということで、今後住民が入ってくるという見込みから、公害には特に気をつけているとの説明ですが、臭気という点ではどうか。

幹事：その点多少問題があるということで、公害課の方へ合議し、調査してもらっています。新しい施設計画ではさほど問題はないとのことです。

委員：風の方向はどうか。

幹事：西風がある程度あります。従来の実績では、それによる問題はないということです。施設の内容についても現在施設よりもはるかに改良されているので、問題はないという考え方になっています。

委員：合流点の位置に、内水排除で将来 5 年計画で地盤を作り、排水ポンプという計画があるので、面積はわずかですが、よく打ち合わせしていただきたい。

委員：関係住民、土地所有者等に関連して質問する。焼却場をここに設置することを兩岸の地域住民に話した経過があるのかどうか。また松山市はその点をどう考えているのか。

幹事：周辺住民との了解は取っている。行政区域外についてはまだ話が決まっていない。というのは、過去5年間既設の分については問題は起こっていないという見方をしていた。それでは不安だから、公害課や市の方とも連絡して、他地区に問題があるかないかを調べるようにしている。なお、公害課から市へ、大気汚染関係法令に明示されている排煙排出基準に適応する施設を建設するという誓約書を提出している。

委員：松山市が限界にきて施行しなければならないことは承知しているが、地域住民や土地所有者に対して交渉したかどうか、もう一度説明いただきたい。

幹事：松山市から正式に協議されているのは市坪の部落で鉄道沿線東側にあります。

委員：松前町の方は協議していないのか。

幹事：従来ともしていない。松山市には、施設がよくなって問題があっても困るので、最近のような時代、又施設を増強する状況の中では連絡を取ってほしい、それは当然のことだと言っている。

委員：公害防除については、特に注意しなければならない時であり、室町の焼却場から見るとまことに困る。今日決定しても将来に亘って、関係住民との話し合い等に十分努力されるよう意見を特に申し上げる。

### 第37号議案

議長：最終の段階で意見書が提出されているので、この問題から意見を願いたい。

幹事：川内町地区等から提出されている意見。その付近については再三交渉しているが、やはり区域から除外という意見が出ています。川内町の場合、バイパスの計画、縦貫道の計画があり、おそらく市街化区域の外になるだろう。そうすると、南予地域、道前地域あるいは道後平野という三つの要になるので、立地上の地帯となる形で、そういう線がでてくるであろう。そうすると、将来の動向としては、住居地域をどうするか、用途地域をどうするかを考えておく必要がある。適当に変わってしまった後から計画をたてることになる、こうした立地条件に適合しないものになる。また久谷地区についても、既に久谷大橋が完成しており、当然のように開発がおこなわれている現状です。

委員：縦貫道路、荷物の集積場、そういった将来計画、市街化計画などもあるといわれるが、この計画は、線引自身でも5年ごとに修正しなければならない。縦貫道路は、将来計画を見定めてやらねばならないが、現実にはまだわかっていない。それなら、この次3年なり、5年なりのときに十分加味すればよい。もうひとつ、農林サイドとの協議もあってひとつの基準のようなものを考えたというが、現実には先程の約1時間にわたる説明で良かったとは思いますが、住民の意思あるいは地区の要望を反映するという意思がこの計画の中では非常に大きなウエイトを占めている。例えば、重信、久谷を全部除外することについては論議が分かれるが、おおよその見当はつく。重信町から提出されている意見書に耳を傾けてもいいのではないか。また川内町の紛争の後だけに過度的には除いてもいいのではないかと思う。

幹事：久谷地区については、行政区域の中で論議する際、地番の関係があり、旧久谷村となっている平地部および山間部の一部があるので、できるだけ川から向うを除くことを考えたが、平地で陸続きであるため、平地を一部残すことでは筋が通らない。将来開発時点の問題があり、マスタープランを作成して、開発時点で運用してはどうかと考えている。

川内町については、町の意見を積み上げた中で検討し、開発が今後どう扱われるか、この地域での中心部と周辺部での開発規制の問題とその地区についての問題とは別途に考えてよいのではないかと、むしろマスタープランを作成して、それに基づいた開発規制を進めていくべきと考えており、十分な状態に至っては無いが、具体的な意見を出していただいたなかで検討した結果、むしろ計画的に



施行することが望ましいという判断で現在の線に計画している。

委員：公聴会における公述人の公述、及びいろいろな意見に基づいて作業を行ったと思うが、現実には違ったものになっている。県として望ましい都市計画の姿かどうかについては議論があると思うが、代案を持ち合わせてないので、これより強い意見は出来ないが、そういう経過を踏まえているなら、住民の意見はできるだけ取り上げていただきたい。関係地域の人と良く話しができないか。

幹事：久谷地区民と協議したが、“除いてくれ”ということについて、一部の代表と交渉したが、松山市とも連絡して区画整理の話もしているの、マスタープラン的なものがあれば良いではないかという気持ちはあるようなので、松山市と協議して区域に入るためにはやはりそういった気迫がなければならない。開発規制の問題についても、こういった要求が貫徹するように運営する方向で検討している。

委員：妥協のための施設の開発行為の規制、マスタープラン等は最後の手段であって、ここでも、どこにもで今度かかりますと、何のことかわからなくなる。

幹事：そういうように約束しているのではない。松山市としてはどうか、工業開発を行い、流通能力を充実することが農業手段のひとつになるのではないか。地元としては農林希望がないと言われる点もあり、除くと言う声が非常に大きいので今後もう一度協議することにしていく。

委員：今日、この原案をわれわれ審議会に諮問され、イエスカノーかという点ですが、地元の意見を聴取して、川内町や久谷地区、重信町の川向の地元とは協議をして若干修正する用意があり、そういうことも可能であるということを含んでいるか。

幹事：提案しているのは基本的にこの原案ではどうかということです。意見書の中には、多少事務的にそうしたらよいという事項があるので、基本的に何回も変更することにならないよう、その範囲内での修正は考えてよいとの考え方は持っています。

委員：事務的に処理できる分については処理を認めるという付帯決議をつけて決定を求めたいということか。

幹事：私の方では、認めてくれということではなく、委員さんの意見も聞かせてもらい、今後の運営で十分理解させてゆくようにもっていけないかと考えている。

委員：川内町の政治的な計画もあり、特に川内町については、これまでに述べているように代案がない。そのため非常に論議が弱い。新しい町長のもとで協議し、関係住民の意思反映に努めるようお願いしたい。

幹事：新町長が決まれば、もう一度線引の交渉をすとして、いつまでも待つわけにも行かないので、5年向うでないと考えられないので早急に変更できるときに実施するよう交渉している。

委員：5年向うで考えてないというと、3年くらいで考えているのか。

幹事：いろいろ状況を見て、変更せざるを得ない状況になれば後日変更することになるが、原則は5年ですが、これにこだわっては出来ないの、やはり必要な時期には変えるべきではないかと考えている。

議長：第37号議案については、結論が出ているようで、知事の諮問の意思がこの原案であるが、委員さんの意見を聞いて、今後事務的にも対応していく。大きな問題は久谷、川内町の住民が希望している「広域都市計画区域からの除外」という強い意見がでてくる。この問題については、全体計画の中で県が取り上げている今の原案を、なるべくその方向で進めていくというご承認をいただき、地元に対しては、今後住民の意見を尊重し、今後の計画作成等については付帯条件というのはおかしいが、そういうことで第37号議案を進めていただきたい。

委員：先ほどから2、3の付帯意見を申し上げた。今議長が整理されたものにもうひとつ加えて、将来の計画変更の5年の部分を3年に、これは非常に重大なことで、特に経過を踏まえて実情に合うように早い機会に対処することを付け加えていただきたい。

議長：ただいま言われたような主旨を付帯意見として付け加えて、この問題は原案どおり認める。

第 38 号議案（議長提案、幹事説明との記載はあるが、発言内容は記録されていない）

議長：松山市、伊予市、北条市その他図面に分けて、松山市を中心にしたご意見をいただきたい。さきほどの第 37 号議案のように、いろいろな意見があれば、諮問の中に付帯意見として織り込みたい。理事者が整理する段階では、この意見を十分つくして住民側、町村側と話し合いがあるようであり、建設的な意見をおりこんだ計画としたい。

委員：市街化区域の規模について、一番最初に出した素案に対して、住民と協議して決めた面積がどのくらいの割合で増加したのか。

幹事：素案では松山地区 5,059ha、伊予市 330 ha、北条市 305 ha、重信町 123 ha、川内町 58 ha、松前町 292 ha、砥部町 88 ha、合計 6,255 ha、当初計算では 6,500 ha ですが、その中に農林漁業をやっている地域があり、関係者の意見を聞いて除いた結果 6,255 ha ということです。これが今回 7,150ha という形になり、900ha 増えたことになる。

委員：この計画は、本当に住民を中心とした将来の都市計画という点に起点があるのではなく、国が法律を改正して、これを受けて県が行わねばならないという視点から進めたものである。理由は市街化区域及び市街化調整区域の計画書、例えば人口、産業の問題にしても将来の希望的な観測である。しかもそれに県が確定した諸計画を加えて作成されたものである。目標年次である 55 年、65 年にしてもいろいろな面で不都合をきたすと思う。そのひとつは、先ほどの説明のように「大きいことはよいことだ」という物の考え方は、大きく分化されて変わろうとしている。そういうものが計画に加味されてない。

新全国総合計画に基づいて言うと、所得倍増計画という経済政策に端を発した、非常に大きな希望的観測を加味したものである。この計画は、将来の県都を中心とした発展の見通しを見極めたものであると信頼していない。そういうことから推測すると、線引も、まったく線引きのための線引きということにならざるを得ない。それに若干の住民の要望を妥協の産物としてみて、こういう形になっている。しかも計画の中にも、市街化区域の都市計画事業、工場地の配地、調整区域の都市計画事業、整備等はどれも粗雑であって、本当に広域都市計画を進めていこうとするものになっていない。こういうことを総合すると、全体にまったく線引きのための線引きに終わっている。

新都市計画法に新しい法律に基づく線引きをどう受け止めるかというものであるが、こういうむちゃな法律、しかも財政的な措置がひとつもなされていない都市計画、その角度から言っても、住民サイドから見ると、まったく迷惑千万なものである。私はこの計画を聞き、悪法といえども法律であるという立場から住民の被害をどのように食い止めるかという立場から、幹事の意見を聞きたい。

幹事：従来の考え方は将来 20 年を目標としている。現在の時点では人口集中が甚だしいという中で 10 年後を目標にしようとするが、全体的なマスタープランを当然考えねばならない。前にも中央都市圏構想が出ており、各市、各町にも長期計画がある。現状の問題とは離れていてできない点もあり、ある意味では、現状に引っ張られながら計画を進める点もある。従来の計画は市町村単位で既に決定されており、用途地域についてはある程度それを手直しすることになる。松山地域では海岸地帯に工業地帯があり、瀬戸内海ベルト地帯の地理的条件から、今後も工業地帯という考え方を前提にせざるを得ない。55 年時点では交通増加の問題が中心になる。国の計画と県、市と、隣接している現在の縦貫道のように交通の便とに区別される現状の判断の中で、松山が中心という交通面が出てきて、今後、そうしたことを具体的に進めて行く。用途地域計画に具体的に、交通網の激増についての都市施設が当然のように入ってくる、その他市街地の開発事業というものの 4 つの計画が全部出来て初めて都市計画全体にまとまる。こういうことを踏まえて線引きを行ってきたわけである。将来松山市周辺はどうするかという問題の発想は、中央都市圏構想の下に入るという現状になっている。大きなオーダーとしては、海岸地帯の工業地域、

それとそれに対する環境地帯、環境設備の排水路を完備した住居地域、こういうことを考えて見ると、市街地面積は大体重信川から北側が埋まってしまう。そういったものを検討して、そのうちの10年という計画を立てた。また、保全の方針についても、具体的に今後土地利用計画、いわゆる用途地域を具体的に図面表示する。

議長：将来の展望にしたがえば、いろいろな意見がでるが、具体的には計画の中でこの問題を表現することになる。線引きの問題の中で、委員の意見をどう処理してゆくのか。

委員：法律の性格を議論する場ではないので、希望的な方向だけを明記しておかねば、議論が発展しないので全般の討論をお伺いした。その理由は、例えば第1表第1項の大きい2の1都市計画の目標の中で、人口の推移、生産規模、就業者数の数字がある。40年にこれだけのものを55年にこうして65年にはこうする。今年が46年である。実に役人的なものの考え方で、これで処理としては成り立っているのだろうが、我々が議論しているのは40年度の基礎に立っているのではなく、現在の基礎に立っているのだから、46年の現状を踏まえないと、40年のものをもって何になるのか。こういうものは現状から将来を見るのであって、40年にこうだったと議論してはならない。問題は10年向うにするか、20年向うにするかという議論をしなければならない。役所の仕事として、現状はこういうものということ、説明すべきではないか。こういう発想の中に、どうも役所仕事で国がやれというからしようがないという形に見えてならない。具体的に議論する前に詳しい説明が必要ではないか。

幹事：内容については、全国的なスタイルに統一されている。松山圏の現状では、行政区域の場合、人口は40年度404,000人、45年度437,800人という数字になっているので、55年の時点での推計を行っているというのが計算の過程である。45年を当てはめてみると、その大きな表の中でのグラフの差は、今のところはない状況になっている。工場の生産規模についても35、40、44年というものの数字を見て55年時点での推測を行っている。そういう数字をもう一歩つめて、逆に県全体からもこの地域へ逆に出してきて整理を行っている。

委員：この都市計画法はスプロールを防ぐ計画的な都市施設を拡充してゆくことである。我々が心配しているのは自然の法則、あるいは産業の情勢、非常に大きいエネルギーこういったものを止めることもなかなかできない。こういうことを考えて見ると、大きな力にはそういう柔軟なことになって、小さい土地所有者には全く苦しい規定にならざるを得ない、そういう実態になっても都市生活が営まれるような道路、公園、下水が整備されるならば非常に救われるが、この計画の中に松山の下水道をどのようにして具体的な予算をどうするのか。しかし計画を見ると、どれもこれも全部こうありたい、希望するということで本当に意思が明らかになっていない。そういう意思を明らかにすると、市町村との都市計画について論議がなされなければならない。どういう見通しを持っているのか。

幹事：都市計画の立て方の内容は、土地利用計画から線引きを行い、線引きを行った市街化区域の中について今度は用途地域計画をたて、都市施設の計画をたてることで初めて財源が問題となる。市町村と協議しているのは、おおまかに計算して、下水道はha当たり400~500万円、処理場が大体一人当たり1万~2万円いるという計画をたてる。それを早くセットし、できるように作業を進めるよう協議している。今まで都市計画決定していても、何時になればできるかという問題の整理がなかった。それと財政計画についても、当面の問題は全体的なものがなかったので検討し、調整を進めてもらっている。整備、開発、保全の方針として大きな考え方の一部を出している。それぞれ具体的なものは、それぞれ都市計画決定してゆくというやり方になる。

委員：線引きはあくまで出発点であり、これだけのことを関係住民のいろんな自制の中でやってゆこうとするのであれば、本当にこの地域の都市機能を計画するため、集中的な計画と具体的な努力を市町

村と一体となって進められるよう、今まで計画がなされてきたが、全くその限りで具体的計画がなかなか進まないことをこの機会に希望する。次にこの問題だが、これは審議会に諮る前に市町村の意見を聞かなくてはならないということも無いと思うが、答申に示されている市町村の意見はどの程度汲んでいるのか、あるいは聞いてないのであれば、将来どのように聞こうとしているのか。

幹事：現在までに市町村と事務的に打ち合わせてきたのは、市町村の意見を生かそうということで進めてきた。今回の原案に対しての意見は正式にとっています。都市計画区域についていかがか、具体的な線引きについて、松山市は現状ではやむを得ない、法の理念に基づいて都市施設の整備のため、適切な指導と公共事業の飛躍的な拡大と財源確保に格段の努力をする。今後については、適切な変更との処置をとる等の意見が出ている。従来、市町村の意見を問いますと、市町村で審議会にかけて答申してきたわけです。北条市については、先ほどの一部を入れてくれとの住民の意見を配慮して欲しい、ほかの問題については議案のとおりで異存なし。伊予市は原案通りで、ただ市街化区域内、調整区域内については、水田転用の基準に基づく緩和処置について配慮する。重信町については、重信川の南側の方は除いてくれという意見、先ほどの住民意見にでていた市街化区域、調整区域から除外してくれ。川内町は都市計画区域から除外してくれ。砥部町は意見なし。松前町は原案通りで現状ではやむを得ない、一応承認する。ただし、線引きの再検討を5年といわず調整区域の三種農地の開発許可について、また農地の課税についての問題、沿道施設に伴う開発許可を緩和してゆく内容になっている。また、飛び石のようにになっている集落について、次の回で検討して欲しいという内容である。それで都市計画区域の内容については、川内町以外は異存はないと最終的にはなります。

委員：そうすると、法律的に示された市町村の意見は完全にできたと理解してよいか。

幹事：はい。

委員：議会で議論され議決したところはあるか。

幹事：審議会は都市計画法に基づいて設置するようになっている。法的には議会の議決を得る必要はない。

委員：議会の議決は必要ないが、市町村長に意見を求められ、その町の審議会に諮って答えねばならないという法律規定があって、その具体的な処置として、住民の意見を反映するための配慮と思うが、議会で議論した経過があるか。

幹事：線引きの問題についてはどこもない。

委員：農業振興計画、新しい農業の独立、地域核宣言と言われているが、それとの関係は、この計画書でどのように処理されているか。

幹事：調整区域即、農業振興区域になっています。ただし、純度の高い開発区域があり、農林との話し合いをしている。私の方で理解しているのは、即、農振地域だと。ただし、純度の高いところについては全面的に要求を認めない。編入することはできないが、除く場合もありうる。

委員：法律の計画変更について5年という規定について具体的に説明して欲しい。

幹事：最近までに終わっている各県の意見を聞いてみると、いろいろ問題が出るので、早急に解決する方がより現実的ではないかという声が多い。徳島県では審議会の付帯意見でも5年とは言わず早急にもう一度調整しなめという意見が出ています。その時期について、2、3 照会してみますと、やはりそういった意見が全体的に出ている。

委員：他府県の経過を踏まえて、早い機会に例えば3年という区切りのところもあり、2年経って検討しなければならぬ府県もある。そういったことを十分斟酌して愛媛県でも実施してゆかねばならない。

幹事：ちょっと違います。我々が作業を進めた中でいろいろ矛盾点があり、この問題点をどのように他府県がやっているかを調査した。中には我々の感じとしても2年がよいのか、3年がよいのか、それ

は別問題として、やはりそういったことについての検討をすべきだと理解している。

委員：法律で決まっているのではないか。

幹事：それがいかにも矛盾しているという事情がおきたときに、やはり建設省と協議せざるを得ないのではないか、という感覚でお話している。

委員：区分的に矛盾が生じた場合は、現実に即した期間を5年という期間にすれば訂正できるのかどうかを法的に認められているか。

幹事：建設省と協議して。

委員：一部修正は都市計画法の中にあるのか。

幹事：都市計画の変更という項がある。

委員：5年という法律規定というものは、これを集積してゆくと全部くずれる。

幹事：5年というのは、例えば今10年のスペアを取っている。次に5年経過すればさらに10年の見通しをつけるという立場にたつての言い方です。全体的に基本的な計画は、市街化区域の面積を基本的に変更しようとする作業であるので、変更と言うのは、このような計画を作成しているものの一部を事情によって変更する内容になる。本質的に線引きのみに内容そのものを変える作業は5年先になっている。

議長：一部修正のための変更は他でやられるという解釈か。

幹事：建設省の認可が必要で、事前協議というものを十分に行うと言うたてまえになっている。

委員：現実出来る限り近いものを住民の意思に沿うような計画を作成して早い機会に再検討をする。

幹事：他の色々な事情を調査して、必要性がでてくるものについては、我々としても検討しなければならないが、あくまで大臣認可ですから、他県がやって本県が知らないというわけにはまいりませんので、そのような事項については十分連絡しながら意見書を中心にして作業を進めていくこととなります。

委員：当計画書の中の説明部分3の2の項に整備の方針があり、その中に国鉄の駅前広場、バス等の道路網と鉄道との有機的な連携を確保するための主要駅前広場の整備ということが強く打ち出されている。道路交通と鉄道との関係を考慮していただくよう根本的計画を進めていただきたい。

幹事：整備、開発、保全に基づいて、今後都市施設の整備、開発をたてるわけですが、色々問題がありますので、今後ご教授を得ながら具体的な計画について検討するように考えている。

委員：3ページ、3-2に次のことを入れてもらいたい。

- 1 鉄道と主要幹線道路との立体交差、今問題となっている踏み切り制度
- 2 都市部の通勤、通学人口の増加、これに対する主要箇所での駐車場設置。
- 3 今治～尾道本州四国架橋に伴う流通団地として娯楽観光等の施設を適切な箇所に設ける。

こういう意味でイの点に鉄道完備、ニに追加としてその他の交通施設、またイの項に駐車場の適切な配置、それに関連した有効な土地利用計画のもとに松山市にトラックターミナルを流通業務に関連施設の整備を図ってもらいたい。

幹事：3ページ、3-2交通施設の整備の方針として、(イ)鉄道関係施設の整備の方針、(ロ)道路、(ハ)空港及び港湾の整備の方針、その次に(ニ)という項を加えよということです。

その他の交通施設の方針、市街地中心部への通勤、通学等の流入交通への増大に対処して、交通の円滑化と増進を図るため利用箇所に駐車場の適切な配置を検討し、これに関連して有効な土地利用計画のもとに松山市にトラックターミナルと流通業務関連施設の整備を図る、これを加えよという意見であります。

議長：原案を今のように修正したいと思います。

委員：意見書のNo.2について、将来の開発審査会で善処する見解ですが、現実には農転の手続きが終わっ

て既に 80%宅造工事が完了している。したがって、市街化区域に入れてくれという意見ですが、事実ですか。意見書の出された時点で 80%以上完了しているなら将来開発審査会等の事務手続きを省略するも含めて、この際、市街化区域に入れたほうが完全やないかと思えます。もうひとつは、No.8 の意見について、松山市富久地区は臨海工業地帯の発展に伴って付帯設備、関連設備が非常にピッチで進んでおり、部落の中心を東西に空港線が走っておるので、いわゆる産業道路の両サイドに特殊作業場がほとんどいっぱいになって、その面からも進んでいる地域である。また意見書の提出者も 128 名という地域全部になり、原則的に原案を部分的に修正されたものを拡大されて、意見書の通り全地域を市街化区域に入れよ。

幹事：No.2 の意見ですが、一応、平地部を境にしようということで、松山市と関係の方々の協議の中では線を通していただけです。最終的にはこういう形になりましたが、別に入れるということについては問題がないかと思えますが、ただ今までの協議、経過の中でそれを崩すのがどうか、もう一度地元の事情聴取、協議が必要と考えます。No.8 の意見ですが、反論があることはございません。全体的におさまりの中では周りからすぎるという問題があっては困る。

委員：入れることによって周辺区域なり過去の作業の関係に支障をきたさないのなら、この際、入れたらと思う。後で何か問題が残るのか。

幹事：今までの境界の線だけは解消して、それで差し支えがないなら、出されているとおりのべきだと考えている。はっきり、さしつかえないとも言い切れない。

議長：もう一度煮詰めて問題がなければ入れるという線でよいか。

委員：今頃そのようなことを言うのはおかしい。色々な問題にしても何回言ったかわからない。区域に入るものなら早く研究して、恐らく 2 ヶ月も前から課長に協議している。入れられることなら長いことかかっている。

幹事：このような意見書は初めてである。今までは全面的に入れて欲しいという意見が出されている。全面的については色々開発の程度の問題というようなものがあって、全体的な中で全部が全部入れるわけにも出来ない。

委員：このとおりのものを入れてくれということに農林省がどうの、どこやらがどうのと言って。

幹事：この線までできたわけです。だから、このままで取り扱う、その後これ全部を入れて欲しいという意見が出てきたのは、この地区の関係住民の関係者の方からこういう意見が出た。

委員：地区の住民には、このように入れてくれという希望がある。しかし県の方でできないと言うからこれぐらいでがまんしている。

幹事：松山市は都市計画対策協議会と協議される。

委員：幹事が言うとおりの、松山サイドでの相談願って、その方が将来の問題を残さず、便利ならそうするという主旨で申し上げた。

議長：委員の意見があるし、住民の意思があれば付帯意見として取り上げる。

幹事：念のため相談を。

委員：松山市と協議した結果、ここで議論しとるのと違う。新しい問題が出てきて不都合があれば...

委員：3 の問題でもよく検討してやるべきだ。

幹事：3 については、かんがい事業が受益地区の中に入っていることで整備が付けられている。やはり、その関係団体と私の方と、十分に詰めておかないと、新たな調整区域に関係があるのか、ないのか、そのことについて、もう少し検討する必要がある。

委員：200 町歩からの果樹園に灌水設備をした、補助金をもらって、ところは一部分は坪 5 万～10 万もす

る土地に変わった。宅地にしたいので、灌水組合の了承を得て県に申請しているのだから、こだわるのはおかしい。

幹事：こだわっているという意味ではない。ここは今まで受益地区ということで整理がついている。そこに新しく組み込みということになると、もう一度ダメ押しをする必要がある。

委員：よろしい。

幹事：受益地区として処理をした。そういった現状があるなら事情を添えて開発規制あるいは開発行為の許可として取り扱う手段がある。

委員：両側が市街化区域になっていて、その間になっている地域は市街化区域にしてよいではないかという議論が成り立つ。

委員：1 市街化区域における営農の保障、又農業の援助等も県の段階で対処すべきである。2 調整区域内の農地転用、法律の主旨をまげない最低限度の農民の所有権の侵害をしない。3 開発行為の許可等については、知事の法律解釈、裁量で規制権を最大限度に活用して、開発行為を許可してやるべきだと思う。4 調整区域内の農地転用は、農林次官通達は該当しなすことになっている。原則的にもこれの取扱については議論があるが、これは是非、知事に努力をしてもらわなくてはならない。また知事サイドの中で法律の最大活用を思う。

幹事：生産農地ということ農林とも話し合っております。もうひとつは、都市計画制度でやる方法を検討した。農林側で施策ということと、都市サイドの施策の中で処理という両面での検討を試みる。調整区域転用について、松山周辺の地区と離れた地区では事情が異なるので農林サイドも一緒に協議し、この地区について、どの方向で行うのか、筋を踏まえた中で開発審議会の方にも協議し、検討したい。耕作調整の問題ですが、それぞれの地区でのそういう考え方、問題はたしかにあるとは思いますが、農林側と話をした中で出来るだけ支障を起ささない範囲の中で、考えていくよう、現在のところ考えています。

委員：松山広域都市計画というものを踏まえて線引きと言いますけれども、点線引きと言う感じがする。松山の場合、鉄道の伸びる余地がなく、今後は道路によって影響される面が非常に多い。その整備、開発、保全の方針の図面を見ていると、点線で書いているのが何時できるかお伺いする。また非常に遅い。

幹事：道路計画につきましては、やはり 55 年の時点までに完全にできるかどうかという立場、直轄の方で路線の予定はしているが、セットされている関係のところについては一応線で記入、線をひいてもらってはいろいろ問題があるので、少し時間を貸して欲しいという考え方でありましたのですが、我々が施行する事業ではないので、そういった関係があって、一応、ひとつの見通しとして、こういうものが出来るだろうと話を聞かされている。

住民に迷惑をかけてもいけないという国の気持ちがありまして協議しているのであります。線引きにつきましては、500m 当たりのメッシュを作って、そのメッシュが基準になっていて、現実に現在の開発度はどうかということで、39 年度、44 年度時点では 2 本立てのメッシュを作り、それを重合した中で、最近の開発度ということに色分けをした。取り上げ方としては、D.I.D に隣接する既成市街地、3 分の 1 以上開発させるのはどうかという場合、これについては既成市街地、その次には最近 5 ヶ年で開発度が高い区域を色分けする。その中についての要望に対しては開発度が高いかどうかを比較して、できるだけ基本の線に近い方向でやってゆきたい。開発度が高くても農業投資も行われているというような箇所があって、住民の意見がどのように出るか、例えば入れてくれというのか、そのあたりの線引きを行ったわけです。この地域は市街化されており、現実に農業投

資が行われているという中からでは、一応、除外という要望です。基本的な、今の県で実施しているところのメッシュの実態を踏まえまして、比較的開発度の高いところを出来るだけ入れるという考え方です。理論としては、先ほどから色々の取り方があり、現実を無視して、理論的な方向だけでかぶせるとしても現実のこうした中では難しいという意見がある。

委員：どんな問題があるか。

幹事：税制の問題を考えると、逆に調整区域とするような箇所、大規模開発で例えば区画整理をやる、線引きの外へ、というような問題がある。

委員：工業適地調査によって決定した適地が、今回の原案で市街化調整区域から工業適地の修正、全面的な削除等具体的にどういう団地がどうなっているのか。

幹事：松山の工業適地については、図面に水色で配色しているところである。今までの調査の結果、取り上げている適地であるが、住民の意見では農業継続をするので、工場には土地を売却しないので、調整区域にとの意見もあるので住民の意見を検討しながら区域に入れている。

議長：意見も出尽くしたようなので、一応、原案を了承いただくとして、付帯意見と申しますか、知事に答申するといたしまして、まとめていただきたい。要約すると、1 期間の問題、再検討をどのようにするか、2 将来の開発行為の円滑なる実施についての知事の運営上の配慮というか、それについての意見、3 その他の意見。

委員：住民の意思反映を出来るだけ認めて積極的にそれを計画の中に加える。市街化区域については、都市施設の整備を集中的に施行する。農業サイドからの農地の課税については、市街化区域内における課税は、生産性の高い農地、また営農の強いところ、集団のところでは農地の宅地並み課税を排除して農地並み課税をすべき。営農の補償を、生産性の高いところではやるべき。市街化区域になると、農業上の水路は農業政策対象外になり、将来の灌漑、排水事業の助成の対象にならなくなり、大きな問題が生じ、その上に完全に下水道になりますので、特別の対策を必要とする。これらについて体系的な公式をつくり、市街化区域になった水路で、しかも農業用水路がわずかししか利用しないところでは、完全な都市下水路として位置づけて、全体の改修計画に入れるべきである。市街化調整区域についての開発行為の許可、知事に与えられた権限を拡大解釈して、やむを得ない農地の転用、抽象的な言葉ですが、ひとつの基準を設けて、農民所有権が侵害されないように開発行為の許可を与えるべきだ。線引きが実施され、具体的な時間が経過すると色々な問題が生じる。市街化区域になると税金が高くなる、調整区域だと土地の価格が低下する、銀行の抵当度も半分になる等、問題が生じてくるが、やり戻しが来て、最終的には法律の期待する方向が出てくるでしょうけれども、そのやり戻しが出てくるときに、それに固執するのではなくて、柔軟な姿勢が必要である。早い機会に、5年というものでなく、柔軟に対処していくべきである。

議長：開発行為を安易にすることは、残存して農業を続けようと、その地でしている者にとっては悪影響を及ぼし、犠牲が極めて多い。

委員：最終的には、文書を用意してないので、とりまとめについては、会長なり、幹事のところで整理して結構です。調整区域内の開発行為は、法律的にもすごくきびしい。法律の本文あるいは施行令、その他の現実に行われている地域の実態から見ても調整区域内の開発行為許可というものはきびしいものだという認識をしなければならないので、法律の可能な範囲で対応するように理解いただきたい。

議長：市街化区域内の残存農地に対して農業用の今後の問題として、農業と市街化緑地を併用して考えるということについて今後明確にしてゆく。農業をしている、いわゆる緑地として価値から見た保護施設というものがどうなされているのか。



幹事：これは都市計画法として実施する生産緑地という話があり、神奈川県でやっておられるらしい。そういう実態を踏まえて、どんな形で行われているか、それを調べてみようということです。

委員：生産緑地計画と言うものは、じつはあいまいなもので、法的に果たして可能か、行政訴訟をとられた場合、私は負けると思う。生産緑地対策と言うものは都市内における農地、これは生産緑地と言うものは言い逃れでありまして、現実には市街化区域内における生産力の高い農地の保全、営農の確保が主旨であるから、営農の保障は都市計画を阻害するようなことがあってもいけないのですけれども、それ以外は出来る限り確保してやるべきであり、又農業の助成、農林サイドでは法律的にどうにもならなくなりましたから、他府県で考えているような、可能な援助をするべきだと考えている。

議長：大筋は、今までの議論でわかっていたと思いますので、後で整理をしてお任せ願いたい。おおまかな線だけ説明します。現在まだ調整の残されている地域については、住民の意思を充分尊重して最後の調整をやれということ。都市計画区域に入った中の残された農地の課税について配慮せよ。営農保障の問題に対して、残存農地に対する十分な配慮をせよ。開発行為の認可の関係で調整するという問題になっているところについては、知事が特に配慮すべきである。線引きが将来の実用に即して早い機会に基本的な再検討なり修正の問題について、5年の年月に関係なく、県として対応してゆくこと。市街化区域内における都市施設の整備について。

委員：開発行為の問題は、調整区域における開発行為、点的でなくて区域全体の開発行為、非常に厳しい規定を受けている。

議長：開発行為の中の認可の問題であるということになると、残存者の犠牲が倍加する。そうするとそれができると言うことは意味がない。

委員：これだけ調整区域があるということで、このところは全部開発行為は非常に厳しく、34条の法律規定がなされている。しかし、それには該当しないけれども、誰が見ても開発審査会の意味は開発行為許可してやるべきが本当ではないかという案件は、我々の想像とは違うものが出てくるわけです。これまでを、びしゃっと法律維持で手を詰めてやろうとしてはいけないので、調整区域の中といえども、開発審査会で充分審議して、出来ない部分については、知事の裁量で出来るだけのことを考える。原則的にどれでも開発行為を出来るようにしなさいといっているわけではない。

委員：完成した図面を委員に送付してもらいたい。

幹事：全部調整して送付する。

議長：ただ今のことをひとつ意をくみまして、付帯意見として原案を承認することのご決定をいただきました。線引きが決定したなら図面を添えまして、ただ今の付帯意見を付したものをお届けします。

## 答申書

### 第37号議案 松山広域都市計画区域の変更について

本件については、次の付帯意見をつけて原案通り可決決定した。

#### 付帯意見

- 1 温泉郡川内町、重信町、松山市久谷地区から提出されている地元意見については、慎重に検討のうえ、都市計画区域の変更については、特段の配慮をされたい。
- 2 急速に変化する社会情勢に対応するとともに、地域の実情を考慮して期限の到来にかかわらず、適正な修正を行うよう配慮されたい。

### 第38号議案 松山広域都市計画市街化区域及び市街化調整区域の決定について

本件の都市計画については、本地域における都市の将来の発展を図るため、関係地域住民等の意見を聞き、適切かつ公正に決定されるべきものであるが、今回知事に対して提出された意見書の内容は充分考慮されたものと考えるので、次の付帯意見をつけて原案通り可決決定した。

#### 付帯意見

- 1 計画の実効を挙げるため、都市施設整備に関する公共投資の財源確保に格段の努力を図られたい。
- 2 急速に変化する社会情勢に対応するとともに、地域の実情を考慮して期限の到来にかかわらず、適正な修正を行うよう配慮されたい。
- 3 市街化調整区域については、今後、積極的な農業振興対策を講じ、市街化区域内の農地については、健全な農業経営が行われるよう特段の配慮をされたい。
- 4 市街化区域内の農地に対する課税については、都市施設の整備の進捗状況に応じた適切な配慮をされたい。
- 5 市街化調整区域内の開発行為については、水田転用にかかる暫定措置を考慮しながら、弾力的な運用を図られたい。

## 第 10 回 愛媛県都市計画地方審議会（日時：昭和 46 年 11 月 4 日）

### 第 39 号議案 壬生川都市計画公園の変更（東予町決定）

壬生川都市計画公園に次の国安公園を追加する。

【種別、名称（番号、公園名）、位置、面積、摘要】

児童公園、2、国安公園、周桑郡東予町大字国安地内、約 0.35ha、園路及び広場、遊戯施設、管理施設  
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

東予町において都市施設の配置を検討した結果、本案のように国安地内に公園を配置し、もって児童の福祉の向上ならびに心身の健全なる児童育成を目的とするともに健全な都市整備を図るものである。

### 第 40 号議案 八幡浜都市計画ごみ焼却場の決定（八幡浜市決定）

八幡浜都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【種別、名称（番号、ごみ焼却場名）、位置、面積、摘要】

ごみ焼却場、1、八幡浜市ごみ焼却場、八幡浜市大字舌間、約 0.3 ヘクタール  
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

本申請位置には現在住宅はほとんどなく、公害問題、ごみ収集処理作業面及び将来における土地利用計画等を総合的に検討した結果、当該地域にごみ焼却場を計画するものである。

### 第 41 号議案 伊予三島都市計画ごみ焼却場の決定（伊予三島市決定）

伊予三島都市計画ごみ焼却場を次のように決定する。

【種別、名称（番号）、位置、面積、摘要】

ごみ焼却場、1、伊予三島市清掃センターごみ焼却場、伊予三島市大字舌間、約 0.3 ヘクタール  
「区域は、計画図表示のとおり」

理由書

当該申請地は、大谷川川口西の海岸に面した山林農地地域であり現在用途地域の指定なく新産都市伊予三島都市計画区域内である。区域の地形等により、人家も少なく、搬入道路もあり、将来の土地利用上から検討した結果、当該地域にごみ焼却場を計画するものである。

### 第 42 号議案 伊予都市計画下水道の変更（伊予市決定）

伊予都市計画下水道を次のように変更する。

1. 下水道の名称：伊予下水道
2. 排水区域

【名称、面積、摘要】

『都市下水路、約 117.4ha、西部下水路 45ha、東部 1 下水路 29ha、東部 2,3 下水路 43.4ha』  
を、

『都市下水路、約 181ha、西部下水路 45ha、相田下水路 105ha、米湊下水路 31ha』  
に改める。

「区域は、計画図表示のとおり」

### 3. 下水管渠

#### 都市下水路

【名称、位置（起点、終点）、区域（管径又は幅員、延長）、摘要】

『西部1号下水路、灘町字西、米湊字大下、0.9m～1.65m、約720m、西部下水路

西部2号下水路、灘町字西、灘町字西、0.7m～0.8m、約150m、西部下水路

西部3号下水路、灘町字西、米湊字安広、0.7m～0.9m、約470m、西部下水路

安広川下水路、灘町字西、米湊字安広、約1,050m、東部2,3下水路

古小川下水路、米湊字大下、米湊字大角蔵、約660m、東部1下水路』

を、

『西部1号下水路、灘町字西、米湊字大下、0.9m～1.65m、約720m

西部2号下水路、灘町字西、灘町字西、0.7m～0.8m、約150m

西部3号下水路、灘町字西、米湊字安広、0.7m～0.9m、約470m

西部吐口、灘町字西、灘町字西、管径1.65m、約30m

相田1号下水路、下吾川字南西原、下吾川字鳥ノ木、1.2m～4.2m、約1,330m

相田2号下水路、下吾川字南西原、下吾川字浜田、1.4m、約950m

相田3号下水路、下吾川字北野、下吾川字一丁字、1.92m、約820m

相田4号下水路、下吾川字北野、下吾川字南西原、2.0m、約430m

吐口、下吾川字南西原、下吾川字南西原、管径1.80m、約40m

米湊1号下水路、灘町字西、米湊字大角蔵、1.2m～1.4m、約700m

吐口、灘町字西、灘町字西、管径1.50m、約20m』

に改める。

「幹線管渠の位置及び区域は、計画図表示のとおり」

### 4. ポンプ施設

#### 都市下水路

【名称、位置、敷地面積、摘要】

『梢川ポンプ場、灘町字西、約3,000m<sup>2</sup>、揚水量1.96m<sup>3</sup>/秒』

を、

『梢川ポンプ場、灘町字西、約3,000m<sup>2</sup>、揚水量1.96m<sup>3</sup>/秒

相田川ポンプ場、下吾川字南西原、約3,200m<sup>2</sup>、揚水量4.21m<sup>3</sup>/秒

安広ポンプ場、灘町字西、約2,600m<sup>2</sup>、揚水量1.57 m<sup>3</sup>/秒』

に改める。

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

#### 理由書

本市における下水道計画を再検討した結果、東部1下水路、東部2,3下水路を廃止し、相田下水路と米湊下水路を追加するとともに、新都市計画法の施行により本案のとおり表示様式を改めるものである。

### 第43号議案 宇和島都市計画道路の変更（宇和島市決定）

- 1 都市計画道路中1等小路第6号線を2等大路第3類第17号線に、1等小路第13号線を2等大路第3類第18号線に改め、2等大路第3類第3号線ほか2路線を次のように変更し、都市計画道路に1等小路14号線ほか1路線を次のように追加する。

【種別、名称(番号、路線名)、位置(起点、終点、主な経過地)、区域(延長または面積)、構造(幅員、構造)、摘要】

幹線街路、2,3,17、丸之内桜町線、丸之内2丁目、桜町、約350m、12m、地表式

幹線街路、2,3,18、文京町線、文京町、(文京町)、約200m、12m、地表式

幹線街路、2,3,3、錦町本町追手線、錦町、本町追手2丁目、約580m、15m、地表式

ただし、中央町1丁目、本町追手2丁目、約180m、12m、地表式

幹線街路、2,3,4、恵美須町文京町線、恵美須町1丁目、文京町、(京町)、約2,270m、12m、地表式

幹線街路、(1),8、新田町宮ノ下線、新田町、宮ノ下字芝浦、約690m、8m、地表式

幹線街路、(1),14、京町潮音寺線、京町、宇和津町3丁目、約250m、9m、地表式

幹線街路、(1),15、西江寺野川線、大宮町1丁目、野川、約400m、9m、地表式

「位置、区域及び構造は、計画図表示のとおり」

- 2 規定の都市計画道路中2等大路第3類第9号線、1等小路第3号線、1等小路第4号線、1等小路第5号線、1等小路第7号線以上5路線を廃止する。

理由書

当市の都市計画道路は昭和23年に戦災復興計画として決定されたものでありますが、城南地区における将来の土地利用計画並びに交通状況等を勘案し再検討の結果、計画道路の一部を本案のように変更するものであります。

会議録(幹事説明及び質疑：一部抜粋)

第43号議案

委員：計画で、今通行しているところでないので影響はないと思うが、廃止路線については付近住民に迷惑がかかる。計画をたてるときには諸種の条件がついていることもあるが説明してほしい。

幹事：路線計画については、以前から協議を重ねている。ただ、現状では既成市街地というか、すでに完成されており、どこをとっても用地の問題、移転先の問題ということで、この3年間全然事業をやっていない。しかも住居地域で発展要素から早く施行しなければならないという状態でもなく、一方新しい市街地が開発されるので、こうした面でも協議をしており、年次計画を立てて、新しい地域に将来見通しをたてて計画するよう検討している。